

第5次飯能市障害者計画 令和6年度 実施計画・実績報告

ページ	基本目標	施策	取組
P 1	1 福祉意識の醸成と 地域の福祉力の向上	3	7
P 4	2 障害者差別の解消と権利擁護の推進	6	12
P 16	3 地域の相談支援体制と生活支援の充実	6	14
P 20	4 共に学び育つ保育・療育・教育の充実	3	11
P 23	5 保健・医療の充実	7	19
P 28	6 多様な就労への支援	2	6
P 29	7 文化芸術活動、スポーツ、余暇・レクリエーション活動への支援	2	5
P 32	8 安心・安全で住みよいまちづくりの推進	3	7

評価方法について（自己評価）

A：実施計画を上回る実績となった。

B：実施計画どおりに行えた。

C：実施計画の一部を行った。

D：実施計画どおりに行えなかった。

基本目標・施策・取組		担当課		令和6年度取組		令和6年度実績		自己評価	
1 福祉意識の醸成と 地域の福祉力の向上									
		1 交流機会の充実による福祉意識の醸成							
		1（重点） こころのバリアフリーの推進							
			秘書室	新年祝賀式「おめでとう飯能」の開催 《事業内容》 新年を機に、市議会議員、市内各団体の代表者、障害者団体、一般市民の方が一堂に集まる機会（希望者はだれでも参加可能）を設け、交流機会の充実を図る。 また、日頃の市政への協力に対して感謝を伝えるとともに今後の市政運営への理解と協力をお願いする。		令和7年1月7日(火)に、新年祝賀会「おめでとう飯能」を市内各団体の代表者や市議会議員、一般市民の方にお集まりいただき開催した。 日頃の市政への協力に対する感謝の意を伝えることができた と認識している。		B	
			自治振興課	講演会やイベントの告知においては、電話番号だけでなく、FAX番号やメールアドレスを併記するなど、障害のある方への合理的配慮に努める。		講演会やイベントの告知においては、電話番号だけでなく、FAX番号やメールアドレスを併記するなど、障害のある方への合理的配慮を行った。		B	
			精明地区行政センター	わかりやすい言葉でゆっくり話すなど、障害のある方に対してやさしい窓口応対をする。		わかりやすい言葉でゆっくり話すなど、障害のある方に対してやさしい窓口応対をした。		C	
			加治地区行政センター	様々な機会において、全ての人が相互に理解を深められるよう「心のバリアフリー」を啓発、推進する。		公民館事業である人権研修において、車椅子やボッチャを体験し、「心のバリアフリー」の理解を深めた。		C	
			吾野地区行政センター	応対時は、相手の状況に合わせた説明の仕方（ゆっくり・はっきりと大きな声で話す、抽象的な表現を避けるなど）に努める。		大きな声でゆっくり話すなど相手に合わせた応対、説明を行った。		B	
			東吾野地区行政センター	館内に障害理解に関する啓発ポスター等を掲示し、心のバリアフリーを推進する。		館内にポスター等を掲示し、利用者への啓発を行った。		B	
			名栗地区行政センター	障害理解に関する啓発ポスター等を館内に掲示し、福祉意識の醸成を図る。		センター内の目に付く場所へポスター等の掲示をした。		B	
			障害福祉課	より一層の理解が必要な障害や外見からわかりにくい障害について理解促進のための取組を実施する。		手話言語・コミュニケーション支援条例を制定し、市民の障害理解の推進を図った。		A	
		2		イベント等による交流					
			秘書室	新年祝賀式「おめでとう飯能」の開催 《事業内容》 新年を機に、市議会議員、市内各団体の代表者、障害者団体、一般市民の方が一堂に集まる機会（希望者はだれでも参加可能）を設け、交流機会の充実を図る。 また、日頃の市政への協力に対して感謝を伝えるとともに今後の市政運営への理解と協力をお願いする。		令和7年1月7日(火)に、新年祝賀会「おめでとう飯能」を市内各団体の代表者や市議会議員、一般市民の方にお集まりいただき開催した。 日頃の市政への協力に対する感謝の意を伝えることができた と認識している。		B	
			自治振興課	イベントを実施する場合には、誰もが安心して参加することができるように配慮する。		ダイアプラン男女共同参画部会での講演会開催にあたっては、手話通訳の手配を行い合理的配慮を行った。（結果、派遣なし）		B	

基本目標・施策・取組			担当課	令和6年度取組	令和6年度実績	自己評価
			環境緑水課	・環境フェスタにて、車いすで通れる程度のイベントスペースや通路を確保し、障害のある方が参加しやすい環境をつくる。 ・イベントでは幅広い世代が参加できる展示や体験コーナーを設置し、交流機会の充実を図る。	・環境フェスタにて、車いすで通れる程度のイベントスペースや通路を確保し、障害のある方が参加しやすい環境をつくった。 ・イベントでは幅広い世代が参加できる展示や体験コーナーを設置し、交流機会を充実させることができた。	B
			精明地区行政センター	夏休みの小学生を対象とした木工教室の開催において、社会福祉施設から講師を依頼する。	夏休みの小学生を対象とした木工教室において、社会福祉施設から講師を依頼したが、事業は中止になった。	D
			加治地区行政センター	地区文化祭における障害のある人等の作品展示等による参加の促進、小学生対象の公民館事業における社会福祉施設への講師依頼による交流を図る。	おぶすま福祉会様に講師をお願いし夏休み木工教室を実施した。	C
			加治東地区行政センター	小学生「木工教室」に、社会福祉施設（おぶすま福祉会）に講師を依頼し、地域の福祉団体にボランティアの協力を得て交流を深める。	小学生「木工教室」に、6名が参加し、社会福祉施設（おぶすま福祉会）が講師となり、地域の福祉団体の協力を得て交流を深めた。	B
			東吾野地区行政センター	障害のある方が参加する場合は、支障がないようできるだけ運営・設営に配慮する。	各事業の運営・設営において、支障がないよう配慮した。	B
			原市場地区行政センター	子どもから大人までの地域交流を目指した講座を開催する。	モルック大会やじゃがいも掘りなど、老若男女問わず参加できるイベントを開催した。	B
			名栗地区行政センター	福祉施設に地区文化祭への参加を呼びかけ交流する。	福祉施設の方々に、地区文化祭へ出展してもらった。	B
			障害福祉課	障害のある人等の参加、イベントへの手話通訳等の派遣、実行委員会等への障害のある方の参画を進める。	各種イベント時の手話通訳の派遣を行った。併せて、イベントのうち、精神保健福祉フォーラムにおいては、障害のある方が自ら企画運営に携わった。	B
2	幼い頃から障害のある人等と交流し、障害 を正しく理解できる環境づくり					
	3	幼い頃からの交流機会の提供				
		保育課	・保育施設において、加配保育士を配置し、障害児を受け入れる。 ・つばみ園との交流保育等を実施し、幼少期より触れ合う機会を作る。	・公立保育所において30名の加配保育士を配置し、48名の配慮の必要なこどもの受入れをした。 ・つばみ園児が公立保育所体験を24組利用、つばみ園の園庭開放を公立保育所児5組が利用し、それぞれ交流した。	A	
		障害福祉課	保育所併用児童について連携を図る。併用していない児童については保育所の園庭開放や、年長児による保育所体験など実施し交流の場を提供する。	保育所・幼稚園併用児は個別支援会議等で園担任と発達障害の共通理解、集団の中で他児童と関わる経験の大切さなど確認し合った。併用していない児童については昨年度出来なかった園庭開放を2回実施する事が出来た。また保育所体験で3組参加。3か所の保育所にて、計24回参加し、保育園児と交流することが出来た。	B	
	4	小・中学校における多様な福祉教育の推進				
		学校教育課	各小中学校が作成する年間の教育課程に福祉教育を明確に位置づけ、福祉教育の理解促進を図る。	各小中学校が作成した年間計画を確認した。教育課程を実施し、福祉教育の理解促進ができた。	B	

基本目標・施策・取組			担当課	令和6年度取組	令和6年度実績	自己評価
			障害福祉課	障害者支援協議会（障害児支援・教育との連携部会）によりインクルーシブ教育の実施に向けた課題について協議する。	障害児支援・教育との連携部会において教育センター等の学校関係者が会議に参画した。「学校」をテーマに支援体制について協議を行った。	B
	3 地域の福祉力の向上					
		5	地域の福祉活動団体との連携			
			地域福祉課	民生委員・児童委員、地域福祉推進組織等との連携を図り、継続的な活動を支援する。	障害福祉部会では、6月23日に「飯能市の障害福祉施策について」と題し研修会を開催し、障害についての理解や相談先等の認識を深めた。 また、10月21日に「第30回飯能市福祉スポーツ大会」の見学及び福祉スポーツを体験し障害のある方への理解や配慮等の認識を深めた。	B
			加治地区行政センター	飯能市社会福協議会と連携し、障害のある人等が参加できる居場所づくりを促進する。 自治会との連携により地域福祉活動を行う団体に対し継続するための助成金交付により支援する。	地域福祉活動を行う団体に対し、自治会と連携して、活動を継続するための助成金交付による支援を行った。	C
			吾野地区行政センター	ふくしの森ステーションあがの等の団体と連携し障害者が参加しやすい地域活動を目指す。	ふくしの森ステーションあがの等の団体の活動拠点として活動場所の提供を行った。	B
			名栗地区行政センター	地域の民児協や自治会、なぐり広場などの組織において、福祉事業を中心に広く地域のつながりを持ち、連携協力していく。	民生委員と自治会長との連携強化のための懇談会を実施した。	B
			障害福祉課	地域福祉推進組織が実施する事業に障害者団体が参画できるよう協議を行う。	各地の地域福祉推進組織等にて実施するサロン活動に障害者が参画した。	B
		6	ボランティアの活躍の場の提供			
			地域福祉課	社会福祉協議会によるボランティアセンターの運営を支援する。	社会福祉協議会への財政的支援等により、ボランティアセンター運営の支援を行った。	B
			障害福祉課	社会福祉協議会等関係機関に働きかけを行う。関係ボランティア団体に意見交換を行う。	手話言語条例制定にあたり、手話サークル、音訳ボランティア、点字ボランティアと意見交換を行った。社会福祉協議会と手話サークルの活動支援について協議した。音読ボランティア・点訳ボランティアの活動について広報で周知し、リーフレットの作成に協力した。	B
		7	障害のある人等が主体の地域活動、ボランティア活動への支援			
			地域福祉課	社会福祉協議会によるボランティアセンターの運営を支援する。	社会福祉協議会への財政的支援等により、ボランティアセンター運営の支援を行った。	B
			加治地区行政センター	阿須フレンドワーク実施の牛乳パック回収に協力し、コミュニケーションを図り、支援する。	当該団体の牛乳パック回収の協力により支援を行った。	B
			加治東地区行政センター	阿須フレンドワーク実施の牛乳パック回収に協力し、コミュニケーションを図り、支援する。	阿須フレンドワーク実施の牛乳パック回収に協力し、コミュニケーションを図って支援した。	B
			障害福祉課	地域活動支援センターが交流事業を実施できるように、障害福祉サービス提供事業所と連携して協議を行う。	実施にはいたらなかった。	D

基本目標・施策・取組		担当課	令和6年度取組	令和6年度実績	自己評価
2	障害者差別の解消と権利擁護の推進				
1	障害者差別解消の取組の推進				
	8(新規)	障害者差別解消協議会の設置、情報の集約と協議			
		障害福祉課	事例の収集を行い集約する。差別解消協議会を設置し集約した情報に基づき協議を行う。	事例の集約を行ったとともに、差別事案への個別対応を行った。	B
	9(新規)	市内企業等に対する合理的配慮義務に関する普及啓発			
		契約検査課	事業者向けのお知らせ掲示板にセミナーの開催情報等の企業向け障害者支援に関するお知らせを掲示する。	合理的配慮義務に関する市内企業向けセミナーの開催情報はなかった。	D
		産業振興課	飯能商工会議所や関係団体の協力を得て、周知・啓発を行う。	大河原工業会の企業誘致に対して、周知・啓発を行った。	B
		障害福祉課	広報やホームページ等により、合理的配慮の提供や環境整備について周知を図る。	市ホームページや広報「はんのう」で周知を図った。	B
	10	市職員等の障害者差別解消法の更なる理解の促進			
		職員課	・差別解消、権利擁護に関する職員研修の実施 ・飯能市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に基づく全庁的な取組、合理的配慮の提供を前提とした事業の実施による市民サービスの向上	・新規採用職員に対して、飯能市の人権問題への取組について、研修会を行った。(受講者34人) ・障害者差別解消法職員対応要領の理解を深めるため、研修会を実施した。(全職員 対象)	B
		障害福祉課	職員課と共催し職員研修を実施する。	職員課との共催にて人権研修を実施した。	B
2	権利擁護に関する取組の推進				
	11(重点)	「誰もがお互いを尊重し合う社会」の実現に向けた啓発活動			
		企画課	障害者を含む全ての方の心のバリアフリーを推進するため、「人権尊重社会も目指す県民運動強化月間」ならびに「人権尊重社会も目指す県民運動強化週間」について、広報はんのう・市ホームページ・講演会等による啓発を行う。	障害者を含む全ての方の心のバリアフリーを推進するため、「人権尊重社会も目指す県民運動強化月間」ならびに「人権尊重社会も目指す県民運動強化週間」について、広報はんのう・市ホームページ・講演会等による啓発を行った。	B
		自治振興課	男女共同参画週間に合わせ、展示や映画会などの事業を実施する。	市民活動センター、図書館で展示を行うとともに、図書館との共催で映画会を開催した。	B
		精明地区行政センター		各種チラシ、ポスターを見やすいように配架・掲示した。	C
		加治東地区行政センター	加治東小学校の子ども達が協力し育てた「人権の花」を飾り啓発する。	加治東小学校の子ども達が協力し育てた「人権の花」を飾り、来館者に啓発した。	B
		美杉台地区行政センター	関係チラシ、ポスターを積極的に配架、掲示する。	各種チラシ、ポスターを見やすいように配架・掲示した。	B
		障害福祉課	障害当事者による啓発活動を実施し、理解促進を図る。	精神保健福祉フォーラムを実施し、障害当事者が企画・運営に携わった。	B
	12	権利擁護のための取組			

基本目標・施策・取組			担当課	令和6年度取組	令和6年度実績	自己評価
			企画課	障害者を含む全ての方の心のバリアフリーを推進するため、「人権尊重社会も目指す県民運動強化月間」ならびに「人権尊重社会も目指す県民運動強化週間」について、広報はんのう・市ホームページ・講演会等による啓発を行う。	障害者を含む全ての方の心のバリアフリーを推進するため、「人権尊重社会も目指す県民運動強化月間」ならびに「人権尊重社会も目指す県民運動強化週間」について、広報はんのう・市ホームページ・講演会等による啓発を行った。	B
			地域福祉課	権利擁護に関する周知・啓発を行う。	・広報はんのうにて「なるほど！人権」コーナーの紹介を行い、年度を通して関係3課が記事を掲載した。 ・人権週間に合わせて11月30日から12月5日の間、市民活動センターにおいて関係10課によるパネル展示を行った。	B
			介護福祉課	消費者被害等防止対策の推進について地域包括支援センターと連携し、普及啓発を行う。	地域包括支援センターの権利擁護施策の推進として、消費者被害等防止のための研修や普及啓発を行った。	B
			こども支援課	こどもの権利擁護のため、「要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関との連携のもと、児童虐待の早期発見・早期対応を図る。	要保護児童の早期発見と適切な保護、また要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を開催して関係機関、庁内各課と情報交換、支援の内容についての協議を行った。（実務者会議奇数月6回、個別ケース検討会議偶数月6回） また、児童福祉司等による専門的な判断、指導を要するケースや一時保護が必要なケースについては、所沢児童相談所に送致した。	B
			選挙管理委員会	・車イス利用者等のために投票所の入口にスロープを設置したり、投票所係員が移動の補助をしたりなど投票しやすい環境づくりを行う。 ・口頭による申出が困難であったり、苦手である方が、投票所の係員に対応してほしい内容を伝えるため、事前に内容を記入して提示できるようにする「投票支援カード」をHP等で常時配布するとともに、対応してほしいことを指差しで伝えることができるようにするコミュニケーションボードを投票所に用意する。 ・障害がある方の投票の補助のために、滑り止めシート、拡大鏡、車イス等を投票所に備え付ける。	・投票所に段差がある場所は、スロープを設置できるよう準備した。 ・車椅子の来場者が想定される投票所は、社会福祉協議会の協力を得て対応できるように準備した。 ・投票支援カードは、HPへ常時掲載するとともに、投票所内でも必要に応じて配布できるよう準備した。 ・投票補助具として、指差しで意思を表示するためのコミュニケーションボードのほか、拡大鏡、文鎮、滑り止めシート、点字器、杖ホルダーを準備した。	B
			飯能中央地区行政センター	「人権セミナー」を開催し、地域住民の学習機会を創出する。	「人権について考える資料展示会」を図書館にて全公民館及び企画課、図書館、生涯学習課の共催で開催し、人権について考える機会を提供した。	C
			障害福祉課	障害福祉審議会、障害者支援協議会等により権利擁護にかかる取組について協議し啓発事業等を実施する。	障害者団体及び家族会との協働により、家族支援事業を実施し、障害者及び家族向けの啓発活動を実施した。	B
3	情報の保障・支援の充実					
	13（重点）	情報提供の充実・意思疎通支援の充実				

基本目標・施策・取組			担当課	令和6年度取組	令和6年度実績	自己評価
			秘書室	新年祝賀式「おめでとう飯能」の開催 《事業内容》 聴覚障害者に配慮し、手話通訳者を配置する。	開催当日、手話通訳者を配置し、合理的配慮に努めた。	B
			企画課	広報紙や通知等において、わかりやすい表現による情報提供を行う。問合せについても電話番号・FAX番号・E-mailアドレスを掲載する。	広報紙や通知等において、わかりやすい表現による情報提供を行った。問合せについても電話番号・FAX番号・E-mailアドレスを掲載した。	B
			広報情報課	広報はんのうについて音訳ボランティア「ひびき」の協力により「声の広報」のCD(DAISY方式)を作成し、視覚障害者に貸し出しを実施する。 また、録音内容を電子データとして市ホームページで公開し、音声読み上げサービス・アプリで「声の広報」音声データにアクセスできるようにする。	「広報はんのう」について、音訳ボランティア「ひびき」の協力により「声の広報」のCD(DAISY方式)を作成し、視覚障害者に貸し出しを実施した。 ホームページで公開する際には、音声読み上げサービス・アプリで「声の広報」音声データにアクセスできるように、アクセシビリティガイドラインに準じたページづくりを実施した。	B
			庶務課	障害者福祉や障害者差別に関する内容を、朝礼等で取り上げ、職員が障害者福祉や障害者差別について理解を深める。	障害者福祉や障害者差別に関する内容を、朝礼等で取り上げ、職員の障害者福祉や障害者差別についての理解を深めた。	B
			職員課	市民、職員等の対応において、遠隔手話サービス、筆談、わかりやすい説明等による障害の特性に応じた対応を行う。	情報提供については、多様な方法で周知するとともに、見やすい、わかりやすい表現とした。	B
			契約検査課	障害のある方が窓口に来られた場合の対応について他市の契約担当課と情報交換を行う。	障害のある方の手続きが簡素化されるよう、業者登録の書類削減について、情報交換を行った。	B
			財政課	障害のある方等が市の予算や決算、財政状況等に関する情報を得る機会を確保するため、表現等を工夫しわかりやすい内容にして「広報はんのう」及び市のホームページに財政状況等を掲載する。	「広報はんのう」及び市のホームページにて、財政事情を公表した。用語の説明を加えたり、グラフを適宜利用して図示するなど、見やすくなるような工夫を行った。	B
			資産経営課	受付業務委託内での障害のある方との意思疎通を円滑に行うため、難聴者の方にはゆっくりはっきりと話したり、筆談やコミュニケーションボードなど目で見て分かる方法を用いて意思疎通を行う。	受付業務委託において、筆談やコミュニケーションボード、庁舎のレイアウト図等を用いて、障害のある方との意思疎通ができるよう準備した。	B
			市民税課	窓口にリーディンググラスを設置する。また、耳の不自由な方は、耳が不自由である旨を窓口で身振り手振りで伝えることが多いため、気が付いた際に、職員がメモ帳等を窓口に持参する等、筆談で窓口折衝を行えるよう準備する。	窓口に設置したリーディンググラスについては、高齢者を中心に利用が多くあり、窓口折衝中に感謝をされることが多くあった。引き続き設置を継続していく。耳の不自由な方に対しては、職員がメモ帳等を窓口に持参する等、筆談で窓口折衝を行えるよう準備した。	B
			資産税課	窓口業務において、遠隔手話サービスや筆談、わかりやすい説明等、障害の特性に応じた対応を行う。	障害の有無に関わらず、相手の立場に合わせ、書類等を掲示し分かりやすい説明ができた。	B
			収税課	窓口対応において、遠隔手話サービス、筆談、わかりやすい説明等による障害の特性に応じた対応を行う。	窓口対応において、遠隔手話サービス、筆談、わかりやすい説明等による障害の特性に応じた対応を行った。	A
			自治振興課	情報の発信について、年代や目的に合わせた情報の取得手段や発信内容について検討し、情報の発信に努める。	情報の発信について、年代や目的に合わせた情報の取得手段や発信内容について検討し、やさしい日本語での表現を心掛けた。	B

基本目標・施策・取組			担当課	令和6年度取組	令和6年度実績	自己評価
			市民課	聴覚障害者には希望に応じて筆談で対応する	聴覚障害があることを手軽に伝えられるカードや手話通訳サービスを提供できるタブレットを窓口に備え付けたほか、利用者の希望に応じて筆談等でも対応した。	B
			生活安全課	広報、HP等について、市民の誰でもわかりやすい構成や内容で情報発信するように努める。	毎月、市内及び全国的に相談の多い事例や防犯情報を広報、HPに掲載した。内容については難しい表現は使用せず、誰にでもわかりやすい内容の記事を掲載し情報提供を行った。	B
			交通政策課	窓口において、チラシなどの分かりやすい資料を使用し、多様な意思疎通手段で対応する。	窓口コミュニケーション支援ボードを配架し、公共交通マップや飯能市乗合ワゴンの経路・時刻表と併せて多様な意思疎通手段に対応できるよう努めた。	B
			市民会館	障害のある方が来館された場合には、筆談や身振り手振りなどにより対応する。	障害のある方の状況に応じて、筆談、身振り手振り等により対応した。	B
			産業振興課	窓口対応において、筆談、わかりやすい説明等による傷害の特性に応じた対応を行う。	配布するチラシ等の文字を大きくしたり、イラストを用いたりなどして、視覚的に分かりやすくした。	B
		観光・エコツーリズム課		・観光に関する情報について、広報紙やホームページ、SNS等でわかりやすい表現による情報提供を行っていく。 ・聴覚障害者の方が参加しやすくなるように、飯能まつり等のイベントで手話通訳者を配置する。	・ホームページにおいてアクセシビリティに配慮したページを作成し、掲載した。 ・令和6年度飯能まつりのオープニングセレモニーに手話通訳者を配置した。	B
		環境緑水課		・多様な媒体（広報、ホームページ、SNS等）を活用し、情報を提供する。 ・情報提供は、平易な表現を使用したり、文字にルビを併記したり、誰もがわかりやすい表現にする。 ・窓口対応は、相手のペースに合わせて話し、場合によっては筆談を行う。	・実施したイベント等は、多様な媒体（広報、ホームページ、SNS等）を活用し、情報を提供した。 ・情報提供は、平易な表現を使用したり、文字にルビを併記したり、誰もがわかりやすい表現にした。 ・窓口対応は、相手のペースに合わせて話し、場合によっては筆談を行った。	B
		クリーンセンター		窓口対応において、筆談やわかりやすい説明（手振り身振り）などにより、障害の特性に応じた対応を行う。	筆談やイラスト図などを使用しながら身振り手振りで説明するなど、障害の特性に応じた対応を行った。	B
		農業振興課		・広報やホームページでの情報発信の際には、平易な表現とするなど、誰もがわかりやすい表記とする。 ・窓口対応の際には、相手の状況に応じ、筆談や絵図等を用いた分かりやすい説明を行う。	・広報やホームページでの情報発信の際には、平易な表現とするなど、誰もがわかりやすい表記を心がけた。 ・窓口対応の際には、相手の状況に応じ、筆談や絵図等を用いた分かりやすい説明を行うよう心がけた。	B
		森林づくり課		・窓口対応において、相手に応じたわかりやすい言葉を使用し、状況により筆談などを行う。 ・ホームページやSNS等の多様な媒体を活用し情報発信する。	・窓口対応において、相手に応じたわかりやすい言葉を使用し、状況により筆談などを行った。 ・ホームページやSNS等の多様な媒体を活用し情報発信した。	B
		地域福祉課		サロン等の活動を誰でも入手できるよう、情報プラットフォームを構築する。	既存の地域資源情報連携システムを活用し、身近な地域資源を市民の皆様に見てもらえるように1月から「はんのうふくしの森マップ」サイトを開設した。	B

基本目標・施策・取組			担当課	令和6年度取組	令和6年度実績	自己評価
			こども支援課	- 各種手続きや相談の際に、相談者の特性に応じて、ポケトークやプラスボイス（障害福祉課から借用）を活用し、外国語や手話等わかりやすい方法で対応する。 - 子育てガイドブックや各種資料を活用し、丁寧にわかりやすい説明や情報提供を心掛ける。	市民からの問い合わせや相談の際に、子育てガイドブックや関係資料を活用し、情報提供を行った。	B
			保険年金課	筆談や身振り手振りでわかりやすい表現で対応し、伝わりやすい窓口対応をしていく。	筆談や身振り手振りでわかりやすい表現で対応し、伝わりやすい窓口対応を行った。	B
			医療管理課	相手を尊重し、話しやすい雰囲気づくりに努めるとともに、わかりやすい言葉や表現での説明を心掛け、障害の特性に応じた対応を行う。	生活環境や価値観、経験及び障害等によって求める情報が異なるため、困りごとに合わせて、スマホ等を用いてわかりやすく情報を提供できるように工夫した。	B
			保健センター	- 広報や市のホームページ、チラシ等を用いることで、幅広い世代への周知を行う。 - 窓口では、遠隔手話サービスや筆談を用いることで、意思疎通ができるよう対応を行う。	広報紙、ホームページ、チラシ、SNSなどで幅広い世代への周知に努めた。	B
			都市計画課	より多くの媒体からの情報提供の発信を検討し、表現方法においては図や例示を用いた分かり易い表現の工夫をする。	窓口では、コミュニケーション支援ボードを活用するなど専門用語を多用せず、言い換えや例示などを用いて説明した。	B
			建設管理課	道路や橋りょうの通行情報等をホームページでお知らせする際に、簡潔でわかりやすい説明とともに、地図や写真も掲載し、視覚的にもわかりやすい情報提供を行う。 また、窓口対応においては、筆談等を用いて障害の特性に応じたわかりやすい説明を行う。	道路、橋りょうの通行情報等をホームページ等でお知らせする際には、簡潔でわかりやすい説明とともに、地図や写真も掲載して視覚的にもわかりやすい情報提供を行うことができた。	B
			建築課	- 窓口対応や問合せにおいて、筆談、わかりやすい説明、身振り・手振り等による障害の特性に応じた対応を行う。 - 広報、ホームページ等の作成では、分かり易さを意識し、正しく内容が伝わるよう意識する。	- 市営住宅に係る窓口での対応においては、高齢者等が多く来庁されるため、分かり易さとゆっくり説明することを心がけ対応した。 - 広報、ホームページ等の原稿作成の際には、専門用語をより親しみやすい表現にした。	B
			区画整理課	窓口対応において、筆談、わかりやすい説明等による障害の特性に応じた対応を行う。	相手に応じて伝わりやすい方法で説明をすることで、障害のある方にも納得してもらうことができた。	B
			教育総務課	窓口対応の際、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、相手の方のところに寄り添い、負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要な合理的な配慮を行う。	窓口対応の際、障害のある方からの配慮を求める意思の表明はなかったが、対応に時間を必要とする場合は、受付窓口の椅子にご案内する等、相手の方に配慮した対応を心掛けた。	B
			生涯学習課	窓口対応や各種事業において、筆談、わかりやすい説明等による障害の特性に応じた対応を行う。	実際に聴覚障害の方が窓口に来られ、講座の申し込みがあった。参加当日も含み、障害の特性に応じ丁寧に対応した。	A

基本目標・施策・取組			担当課	令和6年度取組	令和6年度実績	自己評価
			スポーツ課	開催した各種イベントについて、募集要項、開催のお知らせをホームページに掲載する際、問い合わせ先に、電話番号だけでなく、メールアドレス、FAX番号、二次元コードを併記し、情報提供の充実化を図る。また、飯能新緑ツーデーマーチにおいて、聴覚障害を抱える方が会場案内を訪れることを想定し、飯能市手話サークルによる手話案内を実施する。	主に飯能新緑ツーデーマーチや奥むさし駅伝競走大会において計画内容を遂行し、情報提供の充実を図った。また、飯能新緑ツーデーマーチにおいて、飯能市手話サークルによる手話案内を実施し、意思疎通支援の充実を促進させた。	B
			図書館	音訳ボランティアひびきを養成し、障害者サービスの向上に努める。また、活動を広め意思疎通の充実を図る。	令和6年5月14日から7月23日にかけて全6回の音訳者養成講座（上級）を開催した。参加者は47名（※全6回の出席者数の合計）	B
			博物館	筆談での窓口対応を可能にするため、受付にホワイトボードを設置する。	受付にホワイトボードを設置し、「筆談いたします」と掲示した。	B
			議会総務課	希望により議会傍聴に手話通訳者を派遣する。 車椅子対応の傍聴席を提供する。 議会だよりの音声版CDを作成し、障害福祉課を通じて配付する。	車椅子対応の傍聴席を提供した。 年4回（5月、8月、11月、2月）議会だよりの音声版CDを作成し、障害福祉課を通じて配付した。	B
			監査委員事務局	監査等の結果などについて、分かりやすい表現に努める。 障害がある方への窓口対応においては、筆談等を行い、障害特性に応じた分かりやすい説明を行う。	監査等の結果については、分かりやすい言い回しを意識した。 また、事務局に訪れた方には特性に応じ、ゆっくり話すなど対応した。	B
			水道業務課	・ホームページで情報を発信する時は、問い合わせ先に電話番号のほか、メールアドレスやFAX番号の記載を行い、会話に頼らない方法を実施する。 ・水道料金等包括業務委託の受注者である第一環境（株）は、窓口業務において状況に応じ筆談の対応を行う。	・ホームページ、広報、行政センターだより等の情報発信において、問い合わせ先に電話番号のほか、メールアドレスやFAX番号の記載を行い、会話に頼らない方法を実施した。 ・窓口業務において状況に応じ筆談の対応を行った。	B
			水道工務課	窓口対応において、筆談やわかりやすい説明等による障害の特性に応じた対応を行う。	窓口対応にて端末の画面で管網図を示す等視覚で捉えやすい情報提供を行った。	B
			下水道課	・広報はんのう、ホームページにおいて、下水道事業に関する情報発信を行う。 ・記事を作成するにあたって、下水道に関する専門的な用語など、わかりにくいと思われる用語については、平易な言葉に変更、または注意をつけて掲載する。	・広報はんのう、ホームページにおいて、下水道事業に関する情報発信を行った。 ・記事を作成するにあたって、下水道に関する専門的な用語など、わかりにくいと思われる用語については、平易な言葉に変更、または注釈をつけて掲載した。	B
			選挙管理委員会	視覚に障害があり紙面の選挙公報では候補者情報の取得が困難な方のために、視覚に頼らない選挙公報音訳版の作成に向けて、朗読ボランティア「ひびき」と協議を進める。	4月の選挙において音声版の選挙公報を発行できるように「音訳ボランティアひびき」の協力を得て、実施準備をし、候補者にも音声版用の原稿提出について協力を求めた。	B
			富士見地区行政センター	来庁者に応じ筆談、身振りや手振り、その他必要な手段で対応する。	来所者に合わせながら、筆談、身振りや手振り等で対応した。	B

基本目標・施策・取組			担当課	令和6年度取組	令和6年度実績	自己評価
			第二区地区行政センター	行政センターだよりやホームページ等で、分かりやすい情報を発信する。	行政センターだよりは、見やすく、わかりやすい紙面を意識して作成した。 また、ホームページを利用して事業の報告やお知らせを発信した。	B
			精明地区行政センター	耳が不自由な方に対して、窓口での筆談やサインボード等による対応をする。	・耳が不自由な方に対して、窓口での筆談やサインボード等による対応ができるようにした。 ・ホームページやフェイスブックを活用した情報発信も行った。	B
			双柳地区行政センター	地区行政センターだよりやチラシ、ポスターなどを作成する際には、障害のある方にも配慮し、分かりやすい情報発信に努める。	地区行政センターだよりを作成する際、分かりやすい表現を心掛けた。	B
			加治地区行政センター	わかりやすい言葉で情報を提供する。問合せ先に関して、電話番号、FAX番号、メールアドレスを記載する。	センターだよりや各種通知において、わかりやすい内容で情報を提供し、連絡先も電話、FAX、メールアドレスを記載した。	B
			加治東地区行政センター	地区行政センターだよりを作成する際は、簡潔な言葉を使い、誰もが分かりやすい表現をする。また、多様な媒体（ホームページ、フェイスブックページ）からの提供に努める。	地区行政センターだよりにより、簡潔な言葉を使い、誰もが分かりやすい表現を心掛けた。また、多様な媒体（ホームページ、フェイスブックページ）からの提供に努めた。	B
			美杉台地区行政センター	地区行政センターだよりを作成する際は、簡潔な言葉を使い、誰もが分かりやすい表現をする。また、多様な媒体（ホームページ、フェイスブックページ）からの提供に努める。	センターだよりは、わかりやすい表現で発行した。 また、ホームページやフェイスブックを活用した情報発信も行った。	B
			南高麗地区行政センター	障害のある方でも入手し易い方法による情報発信に努める。	窓口で手話通訳サービスを、スマホでできるようにした。	B
			吾野地区行政センター	・年間を通して発行する地区行政センターだよりや、その他の広報物について、簡潔な言葉の使用や、わかりやすい表現の使用に努める。 ・広報物の問い合わせ先は、電話番号のほか、FAX番号やメールアドレスを併記するよう努める。	・発行する地区行政センターだよりや、広報物について、簡潔な言葉の使用や、わかりやすい表現の使用に努めた。 ・意思疎通のためのサービス（手話通訳等）の利用案内の掲示を行った。	B
			東吾野地区行政センター	窓口対応において、障害特性に応じた親切・丁寧な対応を行う。	窓口対応全般で、親切・丁寧な対応に努めた。	B
			原市場地区行政センター	・筆談や平易な表現、身振り手振り等、状況に応じて様々な手段を用いて対応する。 ・行政センターだより問い合わせ先の電話番号、FAX番号、メールアドレスを明記する。	来庁される方の特徴に応じて適切な対応を心がけ、センターだよりには電話番号、FAX番号、メールアドレスを標記した。	B
			名栗地区行政センター	様々な情報媒体から解りやすい表現で情報提供を行う。意思疎通のための筆談など特性に応じた対応を行う。	高齢者や車イスを利用された方と同じ目線で対応するよう配慮した。	B
			障害福祉課	年度内に「手話言語条例」を制定する。	・手話言語に加え、意思疎通の促進を図る条例を12月に制定した。 ・条例制定に合わせ、窓口にコミュニケーション支援ボードを配置した。	A

基本目標・施策・取組		担当課	令和6年度取組	令和6年度実績	自己評価
	14(新規)	デジタル機器や ICT を活用した情報の取得、利用			
		秘書室	新年祝賀式「おめでとう飯能」の開催 《事業内容》 聴覚障害者に配慮し、手話通訳者を配置する。	開催当日、手話通訳者を配置し、合理的配慮に努めた。	B
		企画課	各種事業を実施するにあたり、ホームページやSNS等多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、電子申請制度の活用を検討する。	各種事業を実施するにあたり、ホームページやSNS等多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、講演会実施に伴い電子申請を活用した。	B
		庶務課	デジタル機器や I C T を活用した情報の取得、利用を推進するため、オープンデータやホームページの情報更新を適正に行う。	デジタル機器や I C T を活用した情報の取得、利用を推進するため、オープンデータやホームページの情報更新を適正に行った。	B
		職員課	各種申請手続きについて、電子申請での申請も可能となるよう対応する。	採用試験の応募方法について、インターネットによる電子申請と必要書類の郵送または持参での提出とした。	B
		契約検査課	各種申請手続きについて、電子申請できるよう取り組む。	これまでは紙で業者登録を受け付けていたが、工事については全て電子化とした。	A
		財政課	市の予算及び決算、財政状況について「広報はんのう」及び市のホームページを活用した情報発信を活用することにより、多くの市民等に対し情報を発信する。	・「広報はんのう」9月1日号及び3月1日号にて、市の財政事情を公表した。 ・10月に市のホームページにて、市の財政事情などについて経年比較などを含めた資料を公表した。	B
		資産経営課	市有地売却時のHP掲載では、目が不自由な方にも分かる音声案内を必ず行う。	市有地売却のHP掲載時に音声案内を行った。	B
		市民税課	エルタックス、軽自動車O S S 等の電子申請システムについて、国の方針に則り、適宜対応し、手続の電子化を進める。	各手続きの電子化に対応した。	A
		資産税課	電子申請の活用と、ホームページによる情報提供の充実を行う。	ホームページを随時更新し、充実した情報発信ができた。	B
		収税課	ペイジー口座振替受付サービスを周知していく。	ペイジー口座振替受付サービスを周知した。	A
		自治振興課	情報の発信について、市ホームページやアプリなどの活用、また利用については電子申請やメールでの受付も行う。	情報の発信について、市ホームページやアプリなどの活用、また利用については電子申請やメールでの受付も行った。	B
		市民課	来庁せずに転出が完了するマイナポータルを利用したオンライン転出入の利用を促進する	ホームページでオンライン転出入を案内し利用促進した。	B
		生活安全課	既存の紙媒体での申請と電子申請を並行して利用することができるよう検討を進める。	各種申請において電子申請化を検討し、準備を進めていたが実施に至らなかった。引き続き実施に向けて整理を行う。	D
		交通政策課	飯能市乗合ワゴンがGoogleMapで検索できるようになったため、必要に応じて更新を行い、情報取得ができるようにする。	飯能市乗合ワゴンの時刻表等が、GppgleMapのほか、ジョルダン、駅すばあとに対応したことにより情報取得の手段を増やすことができた。	B
		市民会館	市民会館の催物については市ホームページ等によりわかりやすい情報提供を行う。各種手続きについてはデジタル機器等の導入により利便性が向上するか検討する。	市HPでの情報提供は視覚情報のみの対応となっている。各種手続きは来館して申込・支払をする必要があり、オンラインのみの手続き完了には対応できていない。	D

基本目標・施策・取組			担当課	令和6年度取組	令和6年度実績	自己評価
			産業振興課	各種申請手続きについて、電子申請できるよう取り組む。	報告書等の提出方法に電子申請も加えた。	B
			環境緑水課	- 電子申請を活用することにより、窓口へ行くことなく手続きができる環境を考える。 - 手軽に情報取得ができるよう積極的に二次元コードを使用する。	- 実施したイベントの申込をで窓口や電話だけでなく、電子申請でも手続きできるようにした。 - 補助金申請方法の1つとして、電子申請を選択できるよう準備した。 - 手軽に情報取得ができるよう積極的に二次元コードを使用した。	B
			クリーンセンター	粗大ごみの戸別収集の申請について、電子申請での受付を行う。	電子申請の活用のほか、ごみの収集日などについてイラストで分かりやすいアプリを活用するようホームページや説明会等で周知を行った。	B
			農業振興課	各種申請手続きについて、電子申請できるよう取り組む。	手続きの電子申請化を検討した。	C
			森林づくり課	手続や問合せ等について、メールやFAX、電子申請などを用意し、利用者が選択できるようにする。	手続や問合せ等について、メールやFAX、電子申請などを用意し、利用者が選択できるように案内した。	B
			地域福祉課	サロン等の活動を誰でも入手できるよう、情報プラットフォームを構築する。	既存の地域資源情報連携システムを活用し、身近な地域資源を市民の皆様に見てもらえるように1月から「はんのうふくしの森マップ」サイトを開設した。	B
			こども支援課	- 広報はんのう、市ホームページ等で子育て教室や講座の周知を図る。 - 子育てガイドブックを、市ホームページへの掲載や冊子での配布により、市内の子育て情報を発信する。 - 地域子育て拠点（6拠点）の活動予定を掲載した「おたより」を毎月発行する。	- 広報はんのう、市ホームページ、Instagram、Xにて、子育て教室や講座開催のお知らせを掲載した。 - 市ホームページに子育てガイドブックを掲載し、市内の子育て情報を発信した。 - 市ホームページに、飯能市地域子育て支援拠点（6拠点）の活動予定、開室状況、子育て情報を揚げた「おたより」を毎月掲載した。	B
			こども施設課	ホームページやSNS等多様な媒体を活用して情報を発信する。	ホームページやSNS等ICTを活用して情報を発信した。	B
			保険年金課	聴覚障害等のある方へは、タブレット端末を窓口で活用をしていく。なお、ホームページ等の周知媒体での掲載に配慮をする。	聴覚障害等のある方へは、タブレット端末等を活用して窓口対応を行った。また、ホームページ等の周知媒体での掲載に配慮した。	B
			医療管理課	訪問診療・訪問看護時のオンライン資格確認システムを導入する。	オンライン資格確認ができるシステムを導入した。	B
			保健センター	電話、ファックス、メール、二次元バーコードによる問い合わせや申し込みを可能とする。	事業や検診の申込みについて、電話、FAXの他に電子申請での受付も行った。	B
			都市計画課	公開型GISの整備により、都市計画情報を誰でも利用できるようにする。	来庁せずに自宅から手軽に利用できる公開型GISの整備により、都市計画情報を閲覧できるようにした。	A
			建設管理課	道路占用許可申請について、電子申請化ができるよう取り組む。	電子申請システム導入に向けた財源確保の検討を行った。	B

基本目標・施策・取組			担当課	令和6年度取組	令和6年度実績	自己評価
			建築課	・市営住宅入居者募集や空き家バンクについて、インターネットを活用した周知を行う。 ・GISシステムを活用し、位置指定道路情報の一般公開を行う。	・市営住宅入居者募集や空き家バンクの物件情報等について、市ホームページを活用し周知を行った。 ・GISシステムを活用し、位置指定道路情報の更新および管理を実施するとともに、その情報を一般に公開した。	B
			区画整理課	申請手続きについて、電子申請化の検討を行う。	申請手続きの電子化には至っていないが、引き続き検討をしていく。	B
			教育総務課	学校関係者や保護者等へ通知する際は、問合せ方法に電話番号やファクス番号、メールアドレスなど複数の情報を記載し、連絡方法に配慮する。	学校関係者へ通知する際は、問い合わせ方法に電話番号やファックス等の複数の情報を記載し、誰もが対応できるよう連絡方法に配慮した。	B
			生涯学習課	主催事業において、広報はんのうやホームページの他、SNSや飯能アプリの活用を進め、多様な媒体からの情報提供に努める。また、申込受付については、電子申請の活用を進める。	チラシや募集要項等の問い合わせ先に電話番号の他、FAX番号、メールアドレスを併記する他、色彩や字体についても配慮した。 また、電子申請を積極的に活用するようにしている。	B
			スポーツ課	体育施設の予約について、施設の空き状況等を確認できる「公共施設予約サービス」の運営を行い、誰でも簡単に情報の取得や利用登録ができるサービスを提供する。	体育施設の予約について、公共施設予約サービスの運営を実施し、問題なくサービスの提供を行った。	B
			図書館	ホームページやSNSを活用し、読書に障害がある方に、音声デイジーの貸出や、対面朗読などの障害者サービスの周知・案内を行う。	図書館ホームページ内にある「障害者サービス」の情報更新を行い、周知を図った。 また、令和6年度は音声デイジーの貸出は54回、対面朗読は34回利用があった。	B
			博物館	各種講座等の募集にあたり、デジタル機器やICT技術を活用した申込み方法とする場合には「電子申請を利用できない方は博物館までご相談ください」という案内を明記し、個別に対応が可能なようにする。	各種講座等の募集にあたっては、「電子申請を利用できない方は博物館までご相談ください」という案内を明記し、個別対応を可能とした。	B
			議会総務課	「市議会だより」の音声データ（声の議会だより）を市ホームページ上で公開する。	市議会だよりの音声データをホームページ上に公開した。	B
			水道業務課	水道の使用開始や中止などについて電子申請での対応を行う。	水道の使用開始や中止などについて電子申請での対応を行った。	B
			水道工務課	各種申請手続きについて、電子申請や統合型GISなどインターネットによる情報提供の導入について取り組む。	各種申請書のダウンロード、指定給水装置工事事業者一覧をホームページ上で公開した。	C
			下水道課	広報はんのう、ホームページ等への記事掲載にあたっては、電話番号だけでなく、メールアドレス、ファクス番号など、ほかの問合せ方法も記載し、聴覚障害の方にも問い合わせが可能なように配慮する。	広報はんのう、ホームページの掲載にあたって、電話番号とファクス番号を記載し、問合せをしやすいようにした。	B
			精明地区行政センター	視覚や聴覚に障害のある方に対して、意思疎通支援サービス等による対応をする。	・視覚や聴覚に障害のある方に対して、意思疎通支援サービス等による対応ができるようにした。 ・主催事業では参加申込方法に電子申請も加えた。	B
			双柳地区行政センター	各種講座などの申込みを、メールやFAX、電子申請など多様な方法で行う。	各種講座などの申込みを、電子申請などの多様な方法で行った。	B

基本目標・施策・取組			担当課	令和6年度取組	令和6年度実績	自己評価
			加治地区行政センター	電子申請を活用した公民館事業の申込受付を実施する。	公民館事業において電子申請を活用した申込受付を実施した。	B
			加治東地区行政センター	各種講座等の申込み方法に電子申請も加える。	各種講座等の申込み方法に電子申請も加えた。	B
			美杉台地区行政センター	各種講座等の申込み方法に電子申請も加える。	主催事業では参加申込方法に電子申請も加えた。	B
			吾野地区行政センター	紙媒体による広報のほか、ホームページやフェイスブック等、多様な媒体から広報を行う。	ホームページやフェイスブック等、多様な媒体から広報を行った	B
			東吾野地区行政センター	事業への申込において、メールやFAX、電子申請など多様な方法で受付を行う。	各事業の申込において、多様な方法で受付を行った。	B
			原市場地区行政センター	講座の申込方法に、電子申請を用いる。	検討の余地あり。	D
			名栗地区行政センター	事業への申込みにおいて、電話やファックスの他に、電子申請も取り入れる。	メールによる受付を行った。	B
			障害福祉課	電話、ファックス、メール、電子申請による問い合わせや申し込みを可能とする。	えんかく（プラス）の申し込みにあたり、電子申請を行った。公共施設に遠隔手話サービスが提供できるよう、事業者と調整を図り、サービスを導入した。	A
4	意思決定支援の推進					
	15(新規)	自ら意思を決定することや表明することが困難な障害のある人等への相談支援体制の構築				
		自治振興課	女性相談や配偶者暴力相談支援センターでの相談で、自ら意思を決定することや表明することが困難な障害のある人には、障害福祉課やすこやか福祉相談センターなどの関係機関と連携し、対応する。	女性相談や配偶者暴力相談支援センターでの相談において、障害の特性から配慮を要する場合においては、障害福祉課等に同席、情報共有を行い、きめ細やかな対応に努めた。	B	
		地域福祉課	重層支援体制整備事業への移行準備事業に着手し、体制構築に向けた検討・準備に取り組む。	令和8年度実施を目指し、重層的支援体制整備事業の移行準備事業に着手した。	B	
		こども支援課	こどもや子育て家庭の方々が、安心して自ら意思決定ができるよう、丁寧に相談に対応し、わかりやすい方法で情報提供するとともに、必要に応じて関係機関と連携を図る。	相談対応について、対象者が理解しやすいように配慮して情報提供を行い、必要に応じて関係機関と連携を図り支援を行った。	B	
		保健センター	必要に応じて成年後見制度の情報提供を行う。	関係機関と連携し、個別支援を行った。	B	
		精明地区行政センター	地区住民等から相談等を受けたい際には、速やかに担当課等に連絡・調整を行う。	地区住民等から相談等を受けた際には、速やかに担当課等に連絡・調整を行った。	B	
		障害福祉課	障害のある人等の意思決定に寄り添う相談支援専門員を要請するための研修会を実施する。	市内の相談支援事業所の相談支援専門員を対象にした相談支援技術の向上を図るための研修会を開催した。	B	
5	虐待予防の徹底と虐待の早期発見・対応					
	16	障害者虐待予防の徹底				
		自治振興課	女性相談や配偶者暴力相談支援センターでの相談の中で障害者虐待が疑われる場合などには関係機関と連携し、対応する。	女性相談や配偶者暴力相談支援センターでの相談の中で障害者虐待が疑われる場合などには関係機関と連携し、対応した。	B	
		介護福祉課	・各地域包括支援センターや関係機関と虐待について迅速な対応、情報共有の徹底により虐待を早期発見し予防に繋げる。 ・高齢者虐待防止等ネットワーク会議の開催及び高齢者虐待防止対策専門性強化事業を実施し、事例検討や個別相談を通じて虐待防止の徹底を図る。	高齢者虐待防止対策専門性強化事業として、専門職チームへ派遣を依頼し、事例検討や高齢者虐待に関する助言、指導を受け、虐待予防に活かすことができた。また、地域包括支援センターの社会福祉士連絡会議においても虐待案件について協議を行った。	B	

基本目標・施策・取組			担当課	令和6年度取組	令和6年度実績	自己評価
			こども支援課	・広報はんのう、市ホームページに「児童虐待」について掲載し、広く相談や通告を呼びかける。 ・関係機関と連携し、虐待リスクのあるこどもについて、情報共有及び早期対応を図る。	11月の児童虐待防止推進月間には、広報はんのう、市ホームページにて児童虐待防止の啓発を行うとともに、児童相談所全国共通ダイヤル189（いちはやく）のポスター、チラシを市内公共施設をはじめ、関係機関に掲示を依頼した。また、「189」及び「オレンジリボン（児童虐待防止のシンボルマーク）」を市民に配布し、広く周知を図った。 市役所本庁舎、地区行政センターでは、横断幕、懸垂幕を掲出した。	B
			保健センター	関係機関や医療機関と連携し、虐待リスクのある人がいた場合、早期に情報共有し早期対応につなげる。	地区担当保健師が個別対応するなかで、虐待のリスクがある家庭には早期に予防的観点を持ち、対応することに努めた。	B
			精明地区行政センター	“「人権」について考える”資料展示等による啓発を行う。	“「人権」について考える”資料展示等による啓発を市立図書館等と共催にて行った。	B
			障害福祉課	障害者虐待防止センターによる広報、障害福祉サービス提供事業所等への研修会や助言など取組を充実する。	障害福祉サービス提供事業者に向けた虐待防止研修会を開催した。また、障害者支援協議会の協議の場において、虐待防止センターの周知を図った。	B
		17	障害者虐待の早期発見・対応、養護者への支援			
			地域福祉課	重層支援体制整備事業への移行準備事業に着手し、体制構築に向けた検討・準備に取り組む。	令和8年度実施を目指し、重層的支援体制整備事業の移行準備事業に着手した。	B
			介護福祉課	・各地域包括支援センターや関係機関と虐待について迅速な対応、情報共有の徹底により虐待を早期発見し予防に繋がると共に素早い対応を行う。 ・各地域包括支援センターや介護保険サービス事業者などの関係機関と連携し、情報共有を徹底する。	地域包括支援センターや介護保険サービス事業所などの関係機関と連携し、虐待の早期発見と対応に努めた。また、介護関係者や民生委員の研修会の場においても発見、報告、防止等について周知を行った。	B
			こども支援課	・「要保護児童対策地域協議会」を中核とし、関係機関と連携のうえ、児童虐待の早期発見・対応、養護者への支援を行う。	要保護児童の早期発見と適切な保護、また要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を開催して関係機関、庁内各課と情報交換、支援の内容についての協議を行った。（実務者会議奇数月6回、個別ケース検討会議偶数月6回）また、児童福祉司等による専門的な判断、指導を要するケースや一時保護が必要なケースについては、所沢児童相談所に送致した。	B
			保健センター	地区担当保健師による個別支援や保健センターで実施している各保健事業を通し、虐待の早期発見と早期対応、及び擁護者への支援を行う。	地区担当保健師が個別対応するなかで、虐待の疑いがあると判断した場合は、早期に関係機関と情報共有し早期対応につなげた。	B
			学校教育課	小中学校において定期的に行っている生活アンケート等を通して、早期発見に努め、関係機関との連携を図る。	学期ごとにアンケートを行い早期発見に努めた。	B
			精明地区行政センター	地区住民等から相談や通報等を受けたい際には、速やかに担当課等に連絡・調整を行う。	地区住民等から相談や通報等を受けた際には、速やかに担当課等に連絡・調整を行える体制づくりをした。	C

基本目標・施策・取組			担当課	令和6年度取組	令和6年度実績	自己評価
			障害福祉課	虐待を受けた障害のある人等の安全確保等、即時対応できる体制の確保を市内事業者と調整する。養護者支援として地域生活支援拠点事業との連動を図るようにする。	安全確保、即時対応が可能なかかけつけ応援の事業者について、障害福祉サービスのみならず、介護保険の居宅介護事業者、訪問看護事業者が新規に地域生活支援拠点事業所の届出を行い、体制整備がされた。	A
	6	成年後見制度の利用促進				
		18	成年後見制度の普及啓発			
			地域福祉課	社会福祉協議会が行う法人後見事業を支援する。	社会福祉協議会への財政的支援等により、法人後見事業の支援を行った。	B
			介護福祉課	社会福祉協議会と連携し成年後見制度の利用促進、啓発及び成年後見センターの周知を行う。また、成年後見制度利用促進審議会において、当市の取組について協議する。	介護福祉課窓口や各地域包括支援センターにおいて制度の周知を行った。 また、社会福祉協議会に成年後見支援センターを設置しており、制度に関する相談や啓発に努めた。	B
			障害福祉課	成年後見センターと協働し、普及啓発を図る。	成年後見センターと協働し、普及啓発を図った。	B
		19	成年後見制度の利用促進			
			地域福祉課	社会福祉協議会が行う法人後見事業を支援する。	社会福祉協議会への財政的支援等により、法人後見事業の支援を行った。	B
			介護福祉課	成年後見推進事業委託として、これまでに市民後見人の養成講座に参加した方々を対象にフォローアップ講座を開催する。また、成年後見制度利用促進審議会において、当市の取組について協議する。	成年後見推進事業委託として、市民後見人の養成講座に参加した方々を対象にフォローアップ研修を実施した。また、成年後見制度利用促進審議会を開催し、利用促進等について協議を行った。	B
			障害福祉課	成年後見制度利用促進審議会の議論を踏まえ、成年後見制度利用支援事業の対象者を拡大し利用促進を図る。	成年後見制度利用支援事業実施要綱を改正し、助成対象者の拡大を図るとともに、市が支援すべき対象者を明確にした。	A
3	地域の相談支援体制と生活支援の充実					
	1	包括的相談支援体制の充実				
		20（重点）	基幹相談支援センターの機能強化			
			自治振興課	女性相談や配偶者暴力相談支援センターでの相談の中で必要に応じて関係機関と連携し、対応する。	女性相談や配偶者暴力相談支援センターでの相談の中で必要に応じて健康推進部や福祉部等関係機関と連携し、対応した。	B
			介護福祉課	・市、地域包括支援センター、関係機関の地域の情報の共有化を図り、市民等の相談対応に活かす。 ・地域包括支援センター等が行う相談業務は、専門職種によるチームアプローチを基本とし、専門的な立場からの様々な相談に対応する。 ・医療、保健、福祉等の関係者とのネットワークを通じて、適切なサービス利用の促進に努める。	地域包括支援センターでは、専門職を配置し、適切なサービス利用や総合相談体制の充実を図ることができ、すこやか福祉相談センターとともに相談体制の連携を行うことにより重層的な支援に繋がった。	B
			こども支援課	こども家庭センターの機能を活かし、関係機関との連携を強化する。	令和6年4月に、こども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉の連携を深めるため、合同カンファレンスを毎月実施した。支援を行うなかで必要な妊婦については、特定妊婦として要保護児童対策地域協議会で進行管理を行い、関係機関と連携して支援を行った。	B

基本目標・施策・取組		担当課	令和6年度取組	令和6年度実績	自己評価
		保健センター	個々の状況に応じて連携をとりながら個別支援を行う。	福祉サービスの提供等で必要時連携を取りながら個別支援を行った。	B
		障害福祉課	基幹相談支援センター運営開始となる。初年度は基幹相談業務の確立を図る。	基幹相談支援センターに国家資格を有する専門職を配置し、事業運営を行った。	B
	21（重点）	包括的な相談支援体制の構築			
		地域福祉課	重層支援体制整備事業への移行準備事業に着手し、体制構築に向けた検討・準備に取り組む。	令和8年度実施を目指し、重層的支援体制整備事業の移行準備事業に着手した。	B
		介護福祉課	地域包括支援センター及び在宅介護支援センターの相談業務においては、すこやか福祉相談センターと連携し、高齢者と障害者を包括的に支援する相談窓口体制とする。	地域包括支援センターでは、すこやか福祉相談センター、保健センターとともに高齢者や障害者など、包括的な支援体制を構築し、誰もが安心した暮らしが送れるよう、専門職を配置した総合相談体制の充実を図ることができた。	B
		保健センター	相談支援を円滑に行うための地域連携研修会を実施し、地域の支援者への支援を行うとともに、包括的な相談支援体制構築に向けて地域課題を抽出する。	すこやか福祉相談センターの4エリアごとに地域連携研修会を実施し、それぞれのエリアで地域課題の抽出をした。	B
		第二区地区行政センター	社会福祉協議会と連携して「まちの保健室」開催に協力する。	社会福祉協議会や地域包括支援センターいなり町、すこやか福祉相談センターいなり町、保健センターと連携し、区内の自治会館を輪番で毎月1回（11回/年）「まちの保健室」を実施した。様々な相談をその場でタイムリーに受けることができ、相談機関で共有し、繋げることができた。	B
		障害福祉課	地域福祉課、介護福祉課、こども支援課、保健センター等関係各課の連携による包括的な相談支援体制の構築にむけて検討を進める。	包括的な相談支援体制整備に係る庁内検討の場に基幹相談支援センター職員が出席し、令和8年度末までに体制整備を図る準備を行った。	B
	22	相談窓口の連携			
		地域福祉課	総合相談窓口の整備の方向性を研究・検討する。	飯能市地域福祉計画庁内連絡会議作業部会を中心に、今後の総合相談窓口の方向性について検討した。また、既存の総合相談窓口のための職員研修の在り方を見直し、「つながる『ふくし』ミーティング」を開催した。	B
		介護福祉課	市民からの情報や地域の課題など、関係機関と情報を共有し、連携体制の強化を図る。	地域包括支援センター、すこやか福祉相談センター、保健センターと重層的な相談体制の連携を行った。	B
		こども支援課	こども家庭センターの機能を活かし、各相談窓口との連携を強化する。	障害のある児童やその保護者からの相談に対し、障害福祉課及び保健センターの庁内関係課とともに、すこやか福祉相談センター、光の家療育センター及び障害福祉サービス提供事業所等の関係する相談機関等と連携し個々のケースに対応した。また、連携強化のため、障害者支援協議会障害児支援・教育との連携部会に参加し、当事者家族や関係機関との情報共有や意見交換を行った。	B

基本目標・施策・取組			担当課	令和6年度取組	令和6年度実績	自己評価
			保育課	・保育課に保育コンシェルジュを配置し、保育施設入所等の相談・助言を行う。 ・保育施設に、地域担当保育士を配置し、地域の子育て相談を行う。	・保育コンシェルジュにより、保育施設入所等の相談・助言を保育課窓口で390件行った。 ・山手、富士見、加治東保育所に地域担当保育士を配置し、地域の子育て相談を実施した。	B
			保健センター	精神保健相談やひきこもり相談窓口として周知を図り、関係機関に保健センターの役割や強みの理解を促す。	ホームページ等に相談窓口を周知した。また、各関係機関と多職種連携研修会を実施し、お互いの役割や強みを理解することに努めた。	B
			富士見地区行政センター	来庁者の相談内容に応じ、担当課へつなぐ。	来所者の相談内容を聞きながら確認し、担当課へつないだ。	B
			精明地区行政センター	・地区住民等から相談等を受けたい際には、速やかに担当課等に連絡・調整を行う。	・地区住民等から相談等を受けた際には、速やかに担当課等に連絡・調整を行った。	C
			障害福祉課	基幹相談支援センター・障害者虐待防止センター、すこやか福祉相談センター、障害者就労支援センターなど様々な関係機関が参画する研修会を開催し、相談機関の連携強化を図る。また、8050世帯支援について介護支援専門員協議会と相談支援連絡会共催で研修会を開催する。	介護支援専門員協議会と相談支援連絡会、保健センター自殺対策事業と連携し、多機関多職種研修会を開催した。すこやか福祉相談センターの相談支援専門員がファシリテーターとして研修会の企画運営に携わった。	A
	2	一人ひとりのニーズに応じた支援の充実				
		23	ケースマネジメントの手法による相談支援			
			自治振興課	女性相談や配偶者暴力相談支援センターでの相談の中で必要に応じて関係機関とケースカンファレンスをし、対応する。	女性相談や配偶者暴力相談支援センターでの相談の中で、複合的な支援が必要なケースがあり、関係機関とケースカンファレンスを実施し、支援を行った。	B
			こども支援課	相談支援の質の向上に向けた、研修会や定例カンファレンスを実施する。	相談支援の質の向上に向けて年間5回、臨床心理士による研修会を実施した。毎週担当内でケースカンファレンスを実施し、ケースの見立てや支援の方向性について確認しながら支援を行った。	B
			保健センター	保健師の担当地区をすこやか福祉相談センターのエリアと重なるように分け、ニーズに応じた相談支援を行う。	保健師の担当地区をすこやか福祉相談センターのエリアごとに分け、相談支援を実施した。	B
			障害福祉課	相談支援連絡会とケアマネ協議会の合同研修会を開催し、ケースマネジメント手法の推進を図る。	相談支援連絡会とケアマネ協議会の合同研修会を開催した。ストレングスモデルとケアマネジメントを共通ワードにして実施した。また、保健師も参加し、包括ケアの構築が推進された。	A
		24	障害特性等に配慮したきめ細かな生活支援			
			自治振興課	女性相談や配偶者暴力相談支援センターでの相談の中で必要に応じて関係機関と連携し、対応する。また、外国人に対しては外国人相談の中で関係機関につなぐ働きをする。	女性相談や配偶者暴力相談支援センターでの相談の中で必要に応じて保健センターや福祉部等関係機関と連携し、対応した。また、外国人に対しては外国人相談の中で関係機関を紹介し、つなぐ働きをした。	B
			こども支援課	障害や特性等に配慮した、こども・子育て支援を行う。	こどもと保護者に寄り添い、関係機関と連携した。	B

基本目標・施策・取組			担当課	令和6年度取組	令和6年度実績	自己評価
			保育課	保育施設において、障害特性等に応じて保育士を加配して支援する。	公立保育所において30名の加配保育士を配置し、支援した。	A
			保健センター	各種保健事業の実施にあたり障害に配慮する。	事業を実施する際は、個々のニーズに極力合わせ、障害に配慮した運営に努めた。	B
			障害福祉課	障害者相談員、ピアサポート相談員による相談会を実施する。	聴覚障害者相談会及び知的障害・発達障害家族による家族相談会を開催した。	B
	3	当事者による支援の充実				
		25	ピアサポート活動の支援			
			介護福祉課	認知症の人やその家族への支援を目的に、認知症の人やその家族が気軽に集い、当事者同士の交流や人とのつながりが図れる集いの場として、認知症カフェ（ひだまりカフェ）の運営に対する支援を行う。	認知症の当事者やその家族を支援する、認知症カフェ（ひだまりカフェ）の運営に対する支援を行った。	B
			保健センター	はんのう酒害相談会、かたくりの会、うつ病の方がいるご家族のつどいを実施し、当事者同士での情報交換をできるようにすると同時に、癒しの場となるようにする。	当該事業を実施することで、当事者同士の情報交換や癒しの場になった。	B
			障害福祉課	埼玉県等が実施するピアサポーター養成研修への参加促進につながるよう研修情報を周知する。また、日常業務の中においてもピアサポーターの役割等周知する。	ピアサポートグループみなくる倶楽部に埼玉県等が実施するピアサポーター養成研修への参加促進につながるよう研修情報を周知した。	B
		26	家族支援及び家族会活動への支援の充実			
			介護福祉課	認知症の人やその家族への支援を目的に、認知症の人やその家族が気軽に集い、人とのつながりや介護負担の軽減を図り相談を行える場である、認知症の人の家族交流の場（ひだまりのつどい）に対する運営支援を行う。	認知症の当事者やその家族を支援する、認知症の人の家族交流の場（ひだまりのつどい）の運営に対する支援を行った。	B
	4	障害福祉制度の周知・情報提供				
		27	障害福祉サービス等に関する制度の周知			
			障害福祉課	報酬改定等に伴い、適切な給付管理のため市内事業所（管理者）対象の説明会を開催する。	市内の相談支援事業所に対し、報酬改定説明会を9月に開催した。	B
	5	地域生活を支える支援の充実				
		28	法定サービスの提供体制の確保			
			介護福祉課	一つの事業所において、高齢者と障害者（児）がサービスを受けられるよう、「共生型サービス」を介護保険事業所に周知し、提供体制の確保に努める。	事業所において、共生型サービスを受けられるよう連携し、提供体制の確保に努めた。	B

基本目標・施策・取組			担当課	令和6年度取組	令和6年度実績	自己評価
			障害福祉課	相談支援事業所に実地調査を行う。 新規開設を希望する事業者に対し、市の計画に沿った意見書を添付する。	飯能市版運営指導（自己点検シート）を作成するなど準備を行い、2か所の相談事業所に実地調査を行った。 新規開設を希望する事業者に必要な意見書を交付した。	B
		29	地域生活支援事業の充実			
			障害福祉課	移動支援事業、日中一時支援事業、地域活動支援センター事業の充実を図る。多様な障害者（児）のニーズに対応するため、市内外問わず事業実施可能な法人に働きかけを行う。	日中一時支援事業に協力いただける事業者の調査を行った。（茨城県内） 社協が実施する地域活動支援センターの運営に必要な看護師の確保に協力をした。	B
		30	サービス提供にかかる支援の質の向上			
			障害福祉課	相談支援連絡会とケアマネ協議会の合同研修会を開催し、ケースマネジメント手法の推進を図る。	相談支援連絡会とケアマネ協議会の合同研修会を開催した。ストレングスモデルとケアマネジメントを共通ワードにして実施した。また、保健師も参加し、包括ケアの構築が推進された。	A
		31	地域生活支援拠点（面的整備）の機能強化			
			障害福祉課	障害者支援協議会により運営課題を検討する。さらに、課題を抽出後に審議会にて拠点事業の評価を受けるようにする。	相談支援部会にて拠点事例の説明及び課題について協議を行った。	B
	6	暮らしの場・居住支援の充実				
		32(新規)	居住支援の仕組みづくり			
			障害福祉課	居住サポート事業の実施に向けた相談支援事業所との協議を行う。	庁内担当課にて住宅確保要配慮者居住支援について協議を行い、居住サポート事業の周知を行った。	B
		33	施設入所が必要な人への支援			
			障害福祉課	相談支援事業所等と連携し入所希望者のニーズを抽出し、埼玉県障害者支援課施設支援担当と適切な入所調整を行う。	個別相談の中で入所希望者に関する調整を埼玉県に提出し、入所が必要な障害者の支援を実施した。	B
4	共に学び育つ保育・療育・教育の充実					
	1	インクルーシブな保育の推進・インクルーシブ教育の推進に向けた基盤の整備				
		34(重点)	共に育つ保育・幼児期教育			
			保育課	・保育施設において、加配保育士を配置し、障害児を受け入れる。 ・つばみ園との交流保育等を実施し、幼少期より触れ合う機会を作る。	・公立保育所において30名の加配保育士を配置し、48名の配慮の必要なこどもの受入れをした。 ・つばみ園児が公立保育所体験を24組利用、つばみ園の園庭開放を公立保育所児5組が利用し、それぞれ交流した。	A
			障害福祉課	つばみ園による保育所への巡回訪問を実施する。 障害者支援協議会（障害児支援・教育との連携部会）にて保育所等訪問事業の充実に向けて協議する。	6か所の保育所に巡回訪問を計14回実施した。（相談児童数30人）その中で、保育所職員の困りごとの相談対応を行った。	B
		35	小・中学校における相互理解の促進及び共同学習			
			学校教育課	学びの改革を進めると共に、誰一人取り残さない共同学習の推進を図る。	学びの改革の研修等を行い、誰一人取り残さない共同学習の推進を図った。	B

基本目標・施策・取組		担当課	令和6年度取組	令和6年度実績	自己評価
		障害福祉課	障害者支援協議会（障害児支援・教育との連携部会）により共同学習の実施に向けて協議し課題を抽出する	障害児支援・教育との連携部会において教育センター等の学校関係者が会議に参画した。「学校」をテーマに支援体制について協議を行った。	B
		36(新規)	放課後児童クラブによる障害のあるこどもの受入れ		
		こども施設課	・障害のあるこどもを受入れて支援員等の加配を実施した放課後児童クラブに対して補助を行い、受け入れ体制の充実を図る。 ・研修会の実施や情報提供を行うことで、放課後児童クラブ職員の障害理解の促進を図る。	・障害のあるこどもを受け入れ、支援員等の加配を実施した放課後児童クラブに対し補助を行った。 ・研修会の実施や情報提供を行った。	B
		障害福祉課	放課後等デイサービスにおける福祉施設従事者による虐待の防止に向けて事業者への周知を図る。	障害児支援・教育との連携部会において放課後児童クラブについての情報共有の機会がなかった。	C
		37	放課後等デイサービスの充実		
		障害福祉課	放課後等デイサービスと日中一時支援事業の運営について、令和6年度報酬改定の影響について検討する。	事業者への運営状況の聞き取り、他市の単価の調査や対象者の利用状況の分析を行い、課内で検討した。	B
	2	療育・発達支援等の充実			
		38(重点)	児童発達支援センターの設置		
		保健センター	乳幼児健診や既存の事業、個別支援を通して、親子のニーズや地域課題を把握する。	乳幼児健診や既存の事業、個別支援、一部の地区での地域診断をとおして、地域課題を把握した。	B
		障害福祉課	障害者支援協議会（障害児支援・教育との連携部会）の中間まとめを踏まえ、アウトリーチ型の療育や相談を試行する。児童発達支援センターの設置に向けてこども支援課、保健センター等との協議を行う。	所沢市と三芳町に児童発達支援センターの視察を行い、埼玉県のアドバイザーを交えた協議を2回行った。	B
		39	保護者や兄弟姉妹への支援		
		こども支援課	公認心理師・臨床心理士によるペアレントトレーニングを実施する。また、公認心理師・臨床心理士、子育て支援総合コーディネーター、保育士による子育てに関する相談を実施する。	公認心理師・臨床心理士によるペアレントトレーニングを利用者の相談の内容に応じて実施した。また、公認心理師・臨床心理士、子育て支援総合コーディネーター、保育士が子育てに関する相談に対応した。相談内容によって、関係機関と連携して支援を行った。	B
		保健センター	障害受容に寄り添い、児の発達発達に関する相談や関係機関へ繋ぐ支援を行う。	発達発達に関する相談や関係機関へ繋ぐ支援を行った。	B
		障害福祉課	・療育専門職（理学療法士・言語聴覚士）による学習会を行い、療育の重要性を家族に知ってもらう機会をつくる。各関係機関と連携を取りながら、親子・兄弟姉妹に必要な支援を行う。 ・育児相談では、電話相談（随時）・相談通園（1人1カ月に1回程度）により支援を行う。 ・保健センター事業のすくすく教室へ参加し、相談支援を行う。	・保護者向けに学習会を開催し、児童の発達への知識を深める機会を提供した。（参加人数：理学療法7名・言語聴覚10名）また、その中で兄弟児の相談も行った。 ・育児相談は、令和6年度52件。相談通園は12名の親子が通い、その内1名が途中入園、9名が翌年令和7年度の入園となり支援をつなげた。 ・保健センター業務すくすく教室に月1回参加し、発達の困りごとへの保護者の相談対応を行った。	B
		40	医療的ケアを要するこども等への支援		

基本目標・施策・取組			担当課	令和6年度取組	令和6年度実績	自己評価
			保育課	保育施設における医療的ケア児の受入について検討し、体制整備を行う。	保育施設における医療的ケア児の受け入れを検討するための「医療的ケア児受入審査会」を設置し、受入ガイドラインの策定、看護師の雇用等による受入体制を整備した。	B
			保健センター	関係機関と連携して、個別支援を行う。	地区担当保健師が各関係機関と情報共有し、必要な支援が提供されるよう調整した。	B
			学校教育課	看護師を配置し、対象の医療的ケア児等についての支援を行う。	看護師を配置し、対象の医療的ケア児等に支援を行った。	B
			障害福祉課	医療的ケア児支援コーディネーター研修受講すめ、医療的ケアを要する障害児の地域支援体制を整備する。	医療的ケア児等コーディネーターを1名配置した。	B
		41	こどもの成長に応じた支援			
			こども支援課	・地域子育て支援拠点において、月齢、年齢に応じた子育て教室や講座、講師を招いた講演会を開催する。 ・子育てや発達に関する相談は、関係課と連携してこどもと保護者に寄り添った支援を実施する。	・地域子育て支援拠点において、月齢、年齢に応じた子育て教室や講座、講師を招いた講演会を開催した。 ・子育てや発達に関する相談は、関係課と連携してこどもと保護者に寄り添った支援を行った。月に1回、こども支援地域ネットワーク会議を開催し、情報共有を行い、相談内容によって関係機関と連携して支援を行った。	B
			保健センター	乳幼児健診やその他母子保健事業を通して発育発達を確認し、必要な支援を行う。	乳幼児健診等を通して発育発達を確認し、必要時、個別相談を行った。	B
			障害福祉課	・個別支援計画を作成し、児の発達に見合った支援を行う。保育所・幼稚園など併用児は、個別支援会議・電話連絡、また見学等を通し情報交換を行う。 ・4,5才児の保護者対象に、特別支援学級と特別支援学校の紹介・見学を実施する。また、教育センターと連携し特性に応じた就学先の選択に向けて説明会を実施する。	・年に3回個別支援計画を作成し、関係機関と支援会議を行った。また、電話連絡や併用先見学に行き、情報交換を行ったり児童の発達・対応についての確認を行った。 ・就学については、保健センターと連携し説明会の実施、4,5才児の保護者は特別支援学級・支援学校に連絡をし、見学の計画をたて、就学を見据えられるようにした。	B
		3	特別支援教育・教育環境の充実			
		42	学習支援体制の整備・充実			
			学校教育課	就学相談を通じ、児童生徒一人一人が学校生活において、安心して学ぶことができる環境を提案する。また、教職員を対象とする研修等により、指導力の向上を図り、学習支援体制の整備・充実を推進する。	就学相談を通じ、児童生徒が学校生活において、安心して学ぶ環境を提供できた。教職員を対象とする研修等を実施し、学習支援体制を整えた。	B
			障害福祉課	インクルーシブ教育の基盤整備にむけて、障害者支援協議会（障害児支援・教育との連携部会）により学習支援体制の整備に係る協議を行い課題を抽出する。	障害児支援・教育との連携部会において教育センター等の学校関係者が会議に参画した。「学校」をテーマに支援体制について協議を行った。	B
		43	交流の充実			
			学校教育課	特別支援学級と通常学級の交流を通じて、インクルーシブ教育の推進を図る。	特別支援教育と通常学級との交流学习を通じ、共生社会の実現と障害に対する理解教育を図り、インクルーシブ教育の推進を図った。	B

基本目標・施策・取組			担当課	令和6年度取組	令和6年度実績	自己評価
	44		障害福祉課	インクルーシブ教育の基盤整備にむけて、障害者支援協議会（障害児支援・教育との連携部会）により交流の充実に向けて協議する。	障害児支援・教育との連携部会において教育センター等の学校関係者が会議に参画した。「学校」をテーマに支援体制について協議を行った。	B
		学校施設のバリアフリー化の推進				
			教育総務課	・学校の優先駐車場の設置やトイレ、階段等（昇降口も含む）を改修する際はバリアフリー化を図る。	学校からの要望を受けて、階段へ新たな手摺りを設置した。 （原市場小学校、加治中学校）	B
5	保健・医療の充実					
	1	健康づくりの推進				
	45	誰もが必要な健診等を受けられる保健事業の充				
			介護福祉課	後期高齢者の保健と介護の一体的実施に於いて、健診未受診者への戸別訪問を行う。	健診未受診者への戸別訪問を行った。	B
			保育課	保育施設において、定期的な内科・歯科健診の実施	春季及び秋季の2回、内科・歯科健診を実施した。	B
			保険年金課	国民健康保険に加入中の40歳～74歳の方、後期高齢者医療制度に加入している方を対象に、1年度に1回、無料で、（特定）健康診査を実施し、生活習慣病の発症や重症化を予防する。また、チラシやホームページ、広報等で周知を図り普及啓発に取り組む。	国民健康保険の特定健康診査、後期高齢者医療制度の健康診査を実施し、生活習慣病の発症や重症化を予防した。	B
			保健センター	高齢者、障害者、乳幼児連れの人などが、健康に関する必要な支援を受けられるよう、実施方法や環境を整備する。	健診時に配慮が必要な方については、地区担当保健師が個別に対応した。	B
		46 障害のあるこどもの早期支援・療育事業の充実				
			こども支援課	関係機関と連携し、こどもと保護者に寄り添った支援を行い、必要に応じて専門相談や療育に繋ぐ。	障害のある児童やその保護者からの相談に対し、関係機関と連携し個々のケースに対応した。また、連携強化のため、障害者支援協議会障害児支援・教育との連携部会に参加し、当事者家族や関係機関との情報共有や意見交換を行った。	B
			保育課	保育施設において、発達支援巡回を実施し、幼少期より早期支援や療育の必要性について検討を行う。	保育施設において、発達支援巡回を28回実施し、幼少期より早期支援や療育の必要性について検討を行った。	A
			保健センター	乳幼児健診にて心身障害の早期発見と保健指導を行う。関係機関と連携を図り、必要な支援が提供されるよう調整する。	乳幼児健診を実施し必要時医療機関へ繋ぐことで必要な支援が提供されるように調整した。	B
			障害福祉課	こども支援課、保育課、保健センターと連携しながら適切な時期に支援を行う。	すこやか福祉相談センターにおいて保健センターや教育センターと連携しながら療育の必要な児童に支援を行うことができた。	B
	2	こころの健康づくりの推進				
	47	こころの健康の維持と増進				
			介護福祉課	地域包括支援センターや在宅介護支援センター等の総合相談業務において、積極的にアウトリーチ活動を行う。	地域包括支援センターや在宅介護支援センター等の総合相談業務において支援を行った。	B

基本目標・施策・取組		担当課	令和6年度取組	令和6年度実績	自己評価	
		保健センター	こころの健康づくりの集いを実施し、普及啓発活動を行う。	「音楽の力～心身の健康と音楽～」というテーマで啓発講演会を行った。	B	
		障害福祉課	精神保健を基本とした多機関多職種による相談支援を実施するとともに、多機関多職種ネットワークを構築する。	多機関多職種による訪問支援事業を実施し、山間部に居住する精神障害者の生活支援をNPO法人あおーらに業務委託し、実施した。	B	
		48	生きることの包括的な支援（自殺対策事業）の充実			
		保健センター	自殺対策協議会を通して、救急医療や地域医療、地域保健等との連携体制の構築に努める。その他各種事業を通して自殺対策の推進を行う。	自殺対策協議会を行った。その他、臨床心理士によるこころの健康相談、児童生徒へのSOSの出し方に関する教育等の事業を行った。	B	
		障害福祉課	障害のある人やその家族の複合ニーズについて、関係機関と連携し包括的な支援体制を強化する。介護支援専門員協議会と相談支援連絡会の共催研修を実施しゲートキープの視点を盛り込んだ研修会を開催する。	介護支援専門員協議会と相談支援連絡会、保健センター自殺対策事業と連携し、多機関多職種研修会を開催した。保健センター職員から飯能市における自殺の状況について説明を受けるなど、自殺対策の推進を図った。	B	
3	医療機関への受診に係る支援					
	49	自立支援医療制度の周知				
	介護福祉課	地域包括支援センターや在宅介護支援センター等の総合相談業務において、在宅医療連携拠点はんのうと連携し、自立支援医療制度を周知する。必要な方がいつでも制度を利用できるよう、内容についても理解を深める。	総合相談業務において、在宅医療連携拠点はんのうと連携し、自立支援医療制度を周知した。また、必要な方がいつでも制度を利用できるよう、内容についても理解を深めた。	B		
	医療管理課	受診時及び訪問看護の際、対象者へ制度について説明し、手続きできるよう案内する。	新規対象者には、説明し利用を促したり、すでに申請されている対象者には、更新申請について事前に情報提供を行った。	B		
	保健センター	相談者に対し自立支援医療体制を周知し、利用を促進する。	地区担当保健師が、必要時相談者に情報提供を行った。	B		
	障害福祉課	当該制度を周知するため、ホームページや手引き等に制度内容を掲載する。	当該制度について、ホームページや手引きに制度内容を掲載し、周知を図った。	B		
	50	身近な医療機関への受診支援				
	医療管理課	各診療所による訪問診療等の実施に加え、東吾野医療介護センターにおいて、外来患者の送迎サービスを実施する。	各診療所では、年間を通し訪問診療を行い、東吾野医療介護センターでは、外来患者の送迎サービスを実施した。訪問看護は、同行受診や電話連絡、紙面で情報提供するなど、主治医に正しく情報が伝わるよう配慮した。	B		
	保健センター	関係機関や医療機関と連携をとり、適切に医療が受けられるよう支援する。	地区担当保健師が、医療機関への受診が必要な方へ受診勧奨を行った。	B		
	障害福祉課	医療的ケア児の診療、療育ができる機関の開所（令和7年予定）に向けて設置主体との調整を図る。	令和7年度に開設される一般小児科、発達外来の医療機関と地域連携について調整したり、障害児支援・教育との連携部会において情報提供の機会を設けた。医療機関の施設内に西部地域療育センターを有しているため、埼玉県を交えて西部地域療育センターについての役割や機能の確認を行った。	B		

基本目標・施策・取組		担当課	令和6年度取組	令和6年度実績	自己評価
4	51	精神疾患が疑われる人や精神科医療を中断している人等への訪問支援			
		医療管理課	訪問看護ステーションによる訪問看護を実施し、在宅生活を支援するとともに、関係機関と連携し、受診につながるよう支援する。	精神科未受診や医療中断の恐れがある人等への訪問支援はなかったが、疑問に思っていることなどを主治医に相談できるよう支援し医療中断するのを予防した。	C
		保健センター	関係機関と連携し、未受診者や医療中断者への医療機関受診支援を行う。	保健所等と連携し、医療中断者へ地区担当保健師が訪問等を実施した。	B
		障害福祉課	多機関多職種による訪問支援を実施し、必要な方には医療導入に向けた対話や生活支援を行う。	多機関多職種による訪問支援、保健所職員との医療中断者への訪問等を行い、適切な医療へのアクセスが行われるよう支援した。	B
	医療機関等と連携した地域移行・定着支援				
	52（重点）	精神科医療機関等との連携			
		医療管理課	各診療所及び訪問看護ステーションにおいて、専門の医療機関へ紹介するとともに、情報を共有する。また必要に応じて、対象者に関わる専門職によるカンファレンス等にも参加して、関係機関と連携を図り支援する。	診療所は、検査等の対応ができない患者に対し、受入れ可能な医療機関を紹介し、紹介先の医療機関と情報共有を行った。訪問看護は、関係者を集め対象者の自宅で本人を交えてカンファレンスや、関係機関を集めた退院時カンファレンスに参加した。	B
		保健センター	関係機関と連携し、精神障害者の退院支援・退院後の在宅支援を行う。	病院等と連携し退院前カンファレンスを行うなどの退院支援を実施した。	B
		障害福祉課	精神科医療機関、保健所、指定一般相談支援事業所、ピアサポートグループ等との連携により退院支援を実施する。	精神科医療機関、指定一般相談支援事業者と連携し、地域移行支援事業を活用した退院支援を2名行った。	B
	53	地域移行後の定着支援			
		介護福祉課	・医療機関や地域包括支援センターと連携し、地域移行後の情報共有を行い必要であれば支援に繋げていく。 ・多職種連携座談会飯能・日高ワールドカフェや在宅医療連携拠点はんのうなど、関係機関と連携し、地域移行後の支援内容について協議する機会を設ける。	医療機関や地域包括支援セン一と連携し、地域移行後の情報共有を行い必要であれば支援に繋げた。また、多職種連携座談会飯能・日高ワールドカフェや在宅医療連携拠点ははんのうなど、関係機関と連携し、地域移行後の支援内容について協議する機会を設けた。	B
		医療管理課	各診療所による訪問診療等及び訪問看護ステーションによる訪問看護を実施し、病状の安定を図るとともに、関係機関との連携により地域移行後の生活を支援する。	・診療所は、年間を通して定期的に訪問診療を実施して患者の状態を把握するとともに、必要に応じてケアマネージャー等との情報共有を行った。 ・訪問看護では、症状や精神的安定を図るため定期訪問を週1回から3回程度の頻度で実施した。生活を安定させるため、必要なサービスを紹介するとともに、関係機関との連携を図った。	B
		保健センター	ピアサポートとして、うつ病の方がいるご家族のつどいを実施する。	うつ病の方がいるご家族のつどいを年間6回実施した。	B
		障害福祉課	・ピアサポートグループ等との連携により退院後の地域定着に向けて訪問支援を実施する。 ・市内指定特定相談支援事業所に指定一般相談事業（地域定着支援）の実施に向けて働きかけを行う。	・退院後の地域定着支援を、保健所、保健センター等の支援機関とともに実施した。 ・相談支援連絡会の場において、指定一般相談支援事業の指定に向けた働きかけを行った。	B

基本目標・施策・取組		担当課	令和6年度取組	令和6年度実績	自己評価
5	難病患者等への支援				
	54(新規)	難病等に関する正しい理解の促進			
		介護福祉課	地域包括支援センターや在宅介護支援センター等の総合相談業務において、在宅医療連携拠点はんのうなど関係機関と連携し、難病に関する正しい理解の促進を行う。	総合相談業務において、在宅医療連携拠点はんのうなど関係機関と連携し、難病に関する正しい理解を促進した。	B
		医療管理課	対象者及び家族等に、難病指定医や難病指定医療機関の情報等を提供・紹介する。	対象者及び家族から症状について相談された場合には、必要性を判断し専門医につなげた。	B
		保健センター	必要に応じて地区担当保健師が個別の相談を実施する。	地区担当保健師が個別の相談に対応した。	B
		障害福祉課	相談支援専門員とともに研修会等に参加する	相談支援専門員が医療的ケア児等コーディネーター養成講座を受講し、難病を起因とした医療的ケア児等の支援について学んだ。	B
	55(新規)	難病患者等及びその他心身の機能に障害のある人へのニーズに応じた在宅生活への支援			
		介護福祉課	地域包括支援センターやすこやか福祉相談センター、在宅医療連携拠点はんのうなど、関係機関と連携し、在宅生活への支援を行う。	地域包括支援センターやすこやか福祉相談センター、在宅医療連携拠点はんのうなど、関係機関と連携し、在宅生活への支援を行った。	B
		医療管理課	各診療所による訪問診療等の実施に加え、東吾野医療介護センターの通所リハビリ、訪問看護ステーションによる訪問看護を実施し、生活機能の維持向上に向けて支援する。	診療所は、年間を通して定期的に訪問診療を実施して患者の状態を把握するとともに、必要に応じてケアマネージャー等との情報共有を行った。訪問看護では、難病患者等に訪問し、相談に応じるなど不安の解消に努め、生活の維持向上を目指し体調管理や身体的ケアを行った。	B
		保健センター	地区担当保健師が本人や家族の思いに寄り添い、相談や必要な機関へつなぎ、その後継続支援を行う。	地区担当保健師が本人や家族の思いに寄り添い、保健所などの必要な機関へ繋ぎ、継続的な支援を実施した。	B
		障害福祉課	相談支援専門員と訪問看護の連携を進め、障害福祉サービスを活用した個別支援の充実を図る。	相談支援専門員と訪問看護の連携を進め、障害福祉サービスを活用した個別支援を実施した。	B
	56	専門的な医療機関や相談機関等との連携による支援の充実			
		医療管理課	各診療所及び訪問看護ステーションは、患者に対して適切な医療が提供できるよう、専門的な医療機関や相談機関と情報共有を図り、支援する。	・診療所は、必要に応じてケアマネージャー等と情報共有し、適切な医療が提供できるよう支援した。 ・訪問看護では、軽度の体調の変化は近医を勧め、難病等の症状と判断された場合は専門医を勧めるなど、適切な医療が受けられるよう支援した。	B
		保健センター	地区担当保健師が関係機関、医療機関と連携をとり、必要時には相談者の受診に同行するなどの援助を行う。	関係機関と連携し、必要時地区担当保健師が受診に同行するなどの援助を実施した。	B
		障害福祉課	狭山保健所等の関係機関と協働し、難病患者等が利用できる障害福祉サービス等に関する情報提供の機会を設ける。	狭山保健所主催の難病対策地域協議会に出席した。難病患者で医療的ケア児者の訪問を狭山保健所や計画相談員等と連携して行った。	A
6	高次脳機能障害のある人への支援				

基本目標・施策・取組		担当課	令和6年度取組	令和6年度実績	自己評価
7	発達障害のある人への支援	57	高次脳機能障害に関する正しい理解の促進		
		介護福祉課	地域包括支援センターや在宅介護支援センター等の総合相談業務において、在宅医療連携拠点はんのうなど関係機関と連携し、と連携し、難病に関する正しい理解の促進を行う。	総合相談業務において、在宅医療連携拠点はんのうなど関係機関と連携し、難病に関する正しい理解を促進した。	B
		保健センター	本人・家族が障害を受容していけることを目的に、言語リハビリ教室を実施する。	言語リハビリ教室を実施した。	B
		障害福祉課	広報やホームページによる周知を活用し、正しく高次脳機能障害について理解を促進する。市主催事業において、パネル展示等を行い、市民への啓発を図る。	手話言語・意思疎通条例に関する啓発リーフレットに、高次脳機能障害の特性等を掲載することについて協議を行った。	B
		58	ニーズに応じた個別支援の充実		
		介護福祉課	地域包括支援センターやすこやか福祉相談センター、在宅医療連携拠点はんのうなど、関係機関と連携し、在宅生活への支援を行う。	関係機関と連携し、在宅生活への支援を行った。	B
		保健センター	地区担当保健師が個別の相談を実施する。	言語リハビリ教室に来所が困難な方やそのご家族には地区担当保健師が個別に対応した。	B
		障害福祉課	・高次脳機能障害特有のニーズに対応するため相談支援専門員への研修を行う。 ・在宅サービス提供体制の整備にむけて共生型サービスの実施等介護保険事業者等に働きかけを行う。	実施には至らなかった。	D
		59(新規)	高次脳機能障害のある人の参加の場の確保		
		地域福祉課	サロン等の活動を誰でも入手できるよう、情報プラットフォームを構築する。	既存の地域資源情報連携システムを活用し、身近な地域資源を市民の皆様に見てもらえるように1月から「はんのうふくしの森マップ」サイトを開設した。	B
		保健センター	失語症のリハビリ訓練の場として言語リハビリ教室を実施する。	言語リハビリ教室を実施した。	B
		障害福祉課	高次脳機能障害のある方が障害福祉サービスをより利用しやすくなるように、障害福祉サービス提供事業所と定期的に話し合いの場を設けるなど連携した支援体制を構築する。	高次脳機能障害のある方のケース会議を実施し、サービス提供体制の再調整を行った。	B
		60	専門的な医療機関や相談機関等との連携による支援の充実		
		保健センター	地区担当保健師が関係機関、医療機関と連携を取る。	地区担当保健師が関係機関や医療機関との連携を取り、支援の充実を図った。	B
		障害福祉課	障害者支援協議会や相談支援連絡会等の場に、県高次脳機能障害者支援センター職員にオブザーバー参加していただき、支援体制に関する協議を行う。	実施には至らなかった。	D
7	発達障害のある人への支援				
	61	発達障害に関する正しい理解の促進			

基本目標・施策・取組			担当課	令和6年度取組	令和6年度実績	自己評価
6			介護福祉課	地域包括支援センターや在宅介護支援センター等の総合相談業務において、在宅医療連携拠点はんのうなど関係機関と連携し、と連携し、難病に関する正しい理解の促進を行う。	総合相談業務において、在宅医療連携拠点ははんのうなど関係機関と連携し、難病に関する正しい理解を促進した。	B
			保育課	・埼玉県が主催する発達支援マネージャー研修等を保育士が受講する。 ・公立保育所において、発達障害に関する研修会を開催する。	埼玉県が主催する発達支援マネージャー研修等を保育士16名が受講した。	B
			保健センター	乳幼児健診にて心身障害の早期発見と保健指導を実施する。	乳幼児健診にて心身障害に対する保健指導を実施した。	B
			学校教育課	各小中学校において、特別支援学級における理解教育の推進を図る。	交流学习を通じて、特別支援学級における理解教育の推進を図った。	B
			障害福祉課	発達障害者支援事業として、当事者向け研修会を開催するとともに、家族支援事業として講演会等を行う。	家族支援事業として、発達障害・知的障害等の障害のある人の家族を対象に、学習会を開催した。	B
		62	発達障害のある人の自尊心を高める関わりや生きやすくなる社会づくり			
			こども支援課	公認心理師・臨床心理士によるペアレントトレーニングを実施する。	公認心理師・臨床心理士によるペアレントトレーニングを利用者の相談の内容に応じて実施した。	B
			保健センター	地区担当保健師が親の障害受容に寄り添い、児の発達に関する相談や必要な療育へつなぎ、その後の継続支援を行う。	地区の担当保健師が親の障害受容に寄り添い、児の発達に関する相談を伺い、継続支援を行った。	B
			障害福祉課	生活支援担当職員が発達支援マネージャー研修を受講し、マネージャーとして足りない社会資源を検討する。	生活支援担当職員が発達支援マネージャー研修を受講した。	B
		63	専門的な医療機関や相談機関等との連携による支援の充実			
			保育課	保健センター、子育て総合センター等と連携し、支援を行う。	・保健センターが開催した「保護者支援研修会」に公立保育所の保育士及び子育て総合センター職員等が参加した。 ・公立私立保育施設で実施した巡回相談時に保健センター保健師が同行した。	B
			保健センター	地区担当保健師が発達の教室や専門機関、療育機関の紹介を行うとともに、継続的支援を行う。	専門機関や療育機関の紹介を行い、継続的に支援を行った。	B
			障害福祉課	・埼玉県発達障害者支援センターまほろばと連携し地域の医療機関や支援機関との連携を図る。 ・医療機関、すこやか福祉相談センター、障害福祉サービス提供事業所等と情報共有を密に行い、必要時は支援会議を設けて支援体制の構築をする。	個別ケースの支援について、発達障害者支援センターまほろばに協力いただき、支援会議等を継続的に実施した。	B
6	多様な就労への支援					
	1	就労機会の確保・職場開拓・雇用促進				
		64	就労支援体制の強化			
			産業振興課	障害者雇用を検討している企業に対して、飯能市障害者就労支援センターの協力を得て情報提供を行う。	障害者就労支援センターと連携して、市内企業に対して障害者雇用に関する情報を提供した。	B

基本目標・施策・取組		担当課	令和6年度取組	令和6年度実績	自己評価	
			障害福祉課	障害者支援協議会就労支援部会により地域の就労支援体制の強化に向けて協議する。	障害者支援協議会就労支援部会により地域の就労支援体制の強化に向けて協議した。	B
		65	職場開拓・雇用促進に向けた支援			
			障害福祉課	就労支援センターにより、商工関係機関への障害者就労支援に関する研修会を実施する。	大河原工業会との共催事業として、障害者雇用に関する情報提供会を実施した。	B
		66	多様な働き方の保障			
			産業振興課	内職求人の紹介により、多様な働き方の支援に取り組む。	内職求人の一覧表をHPへ掲載することや、窓口での配布を行い、情報提供を行った。	B
			障害福祉課	ソーシャルファーム実施事業所へのヒアリングを実施し具体的な支援策を検討する。	実施には至らなかった。	D
	2	働き続けるための支援				
		67	就労の定着に向けた支援・職場環境の調整			
			障害福祉課	就労支援センターによる定着支援、職場環境調整を実施する。	年間延べ838件の就労定着に向けた支援を実施した。	B
		68	経済的自立に向けた支援			
			障害福祉課	・障害者優先調達法による方針を策定し、各課所室の発注を促進する。 ・障害者支援協議会就労支援部会において、障害者雇用の推進や、通所事業所の賃金向上について協議を進める。	・令和6年度障害者就労支援施設からの優先調達方針を策定した。 ・発注促進に向けて、関係各課に発注可能な製品・作業について情報提供を行った。	B
		69	障害福祉サービス提供事業所（就労系）の取組への支援			
			維持公園課	障害者就労支援施設2団体と公園清掃の委託契約を締結し、週1回の園内清掃を実施して清潔で快適な公園となるように取り組む。	障害者就労支援施設2団体と公園清掃の委託契約を締結し、週1回の園内清掃を実施して清潔で快適な公園となるように取り組めた。	B
		障害福祉課	工賃向上を図るため市内企業からの業務発注依頼について就労系事業所とのマッチングを行う。	民間企業からの発注については、障害者就労支援センターが介入し、市内事業所とのマッチングを行った。	B	
7	文化芸術活動、スポーツ、余暇・レクリエーション活動への支援					
	1	文化芸術活動、スポーツ、レクリエーション活動、生涯学習の充実				
	70(新規)	文化芸術活動に取り組む障害のある人等の活動支援				
		自治振興課	・事業を実施する際には障害者の特性に配慮するとともに、安心して参加できるように支援する。 ・情報発信の際は、紙媒体だけでなく市のホームページなど電子媒体も活用し、多くの人に情報をお伝えすることができるように配慮する。	・令和7年2月14日から3月9日にかけて、市民活動センターにて「ひな飾り&第14回アールブリュット展」を開催し、市内の障害者施設や介護施設を利用している方から出展していただいた。 ・広報はんのうやポスター、チラシ、ホームページ、ご当地アプリなど、様々な媒体によって情報発信した。	B	
		生涯学習課	主催事業において、障害者の参加に対して適切に対応できるように準備し、障害者でも参加できることを周知する。	飯能市少年の主張大会や成人式、郷土芸能フェスティバル等のイベントにおいて、手話通訳の派遣を依頼した。車椅子やベビーカーなどでの来場者に適切に対応できるように準備を行い対応した。	A	

基本目標・施策・取組		担当課	令和6年度取組	令和6年度実績	自己評価
		富士見地区行政センター	障害の方を含む団体及び障害者支援団体へ施設を貸し出す。	障害のある方を含む団体及び障害者支援団体へ、施設を貸し出した。	B
		第二区地区行政センター	施設の改修工事で、毎年恒例の文化祭は実施できない。	施設の改修工事で文化祭ができなかったため、障害のある人等の活動支援ができなかった。	D
		精明地区行政センター		・障害者を含む団体及び障害者支援団体へ、施設を貸し出した。 ・地区文化祭の個人出品募集案内はセンターだよりで広く周知した。 ・地区文化祭にて障害者団体による演奏発表を行った。	C
		美杉台地区行政センター	地区文化祭（作品展示会）の開催時には、個人出品募集にあたりセンターだよりで広く周知し、電子申請でも受け付ける。	地区文化祭（作品展示会）の個人出品募集案内はセンターだよりで広く周知し、電子申請でも受け付けたところ、電子申請で2名の申込みがあった。	B
		名栗地区行政センター	福祉施設に地区文化祭への参加を呼びかける。	福祉施設の方々に、地区文化祭へ出展してもらった。	B
		障害福祉課	文化芸術活動に取り組む障害のある人について情報収集を行い、その人たちの活動支援及び市民との交流機会の創設に向けた協議を行う。	ふれあいアート展における作品の募集・展示を行い、市内で文化芸術活動に取り組む人の支援を行った。	B
		71	スポーツに取り組む障害のある人等の活動支援		
		自治振興課	地区行政センターから回答		
		スポーツ課	飯能新緑ツーデーマーチにおいて、障害を抱えた方のウォーキングをサポートするために、飯能市手話サークルによる手話案内を実施する。	飯能新緑ツーデーマーチにおいて、飯能市手話サークルによる手話案内を実施し、聴覚障害のある参加者に、会場案内、コース案内をするなど、大会参加のサポートを行った。	B
		第二区地区行政センター	地区スポーツ協会と協力し、障害のある方も参加できる事業を計画する。	地区スポーツ協会が主催でグランドゴルフ大会とモルック大会を実施した。モルック大会には、車イスの方も参加した。	B
		精明地区行政センター		精明地区スポーツ協会等と連携して各種事業を開催した。	C
		加治地区行政センター	加治スポーツ協会との連携により障害のある人等と健常者両者が楽しめるスポーツイベントを開催し、地域住民との交流を図る。	加治スポーツ協会と連携して、障害のある人等も参加できるイベントを開催した。	B
		加治東地区行政センター	加治スポーツ協会と連携して、障害のある人等も参加できる各種事業を開催する。	加治スポーツ協会と連携して開催した、障害のある人等も参加できる加治地区一周駅伝は欠席となった。	C
		美杉台地区行政センター	加治地区スポーツ協会等と連携して各種事業を開催する。	加治地区スポーツ協会等と連携して各種事業を開催した。	B
		吾野地区行政センター	吾野地区体育祭、スポーツ協会主催事業において多様なプログラムを実施し、障害のある方でも参加できるよう努める。	吾野スポーツ協会と共催して、障害のある方も参加しやすい（モルック）の普及活動及び大会を実施した。	B
		名栗地区行政センター	小学校と地区との合同運動会において、誰でもが参加しやすいプログラム設定を検討するよう主催団体に働きかける。	高齢者から幼児、また障害のある方でも参加できるプログラムも設けていただいた。	B

基本目標・施策・取組		担当課	令和6年度取組	令和6年度実績	自己評価
1		障害福祉課	パラスポーツに関する競技会で優秀な成績を収めているアスリート表彰受賞者としての推薦を行う。	関係機関と連携しながら情報収集を実施した。なお、表彰については該当者がいなかったため、推薦手続きは行わなかった。	B
	72	福祉スポーツ大会等の開催			
		自治振興課	地区行政センターから回答		
		スポーツ課	飯能新緑ツーデーマーチにおいて、障害を抱えた方でも楽しめる「のんびりウオーク」（5キロコース）を実施する。	飯能新緑ツーデーマーチにおいて、障害のある方でも楽しめる「のんびりウオーク」（5キロコース）を計画し、大川学園の生徒とともに参加の補助を行った。	B
		障害福祉課	飯能市社会福祉協議会と連携し、福祉スポーツ大会を開催する。また、学生ボランティアを募るなど交流促進につながる取り組みを実施する。	飯能市社会福祉協議会と連携し、福祉スポーツ大会を開催した。同スポーツ大会を民生委員児童委員協議会の視察研修の一環に取り込み、障害者スポーツの啓発を行った。	B
	73	余暇・レクリエーション活動の充実			
		自治振興課	地区行政センターから回答		
		生涯学習課	障害の有無に関わらず、生涯学習活動を発表する機会を提供し、様々な団体同士の交流を促進する。	市民美術展や文化祭、『文藝飯能』への投稿の参加等作品の出品機会の情報提供等を積極的に行った。 文藝飯能においては、はじめて図書館展示を行い情報提供した。 また、作品投稿も電子申請を活用し、障害のある人にとっても更に参加しやすい状況を整えている。	B
		富士見地区行政センター	障害の方を含む団体及び障害者支援団体へ施設を貸し出す。	障害のある方を含む団体及び障害者支援団体へ、施設を貸し出した。	B
		精明地区行政センター		・障害者を含む団体及び障害者支援団体へ、施設を貸し出した。 ・精明地区スポーツ協会等と連携して各種事業を開催した。	C
		美杉台地区行政センター	幅広い分野の講座を実施することにより講座の充実を図り、障害のある方も気軽に参加できるよう環境にも配慮する。	飯能市社会福祉協議会と連携し、パラスポーツの体験会を開催した。また、加治地区スポーツ協会等と連携して各種事業を開催した。	B
		南高麗地区行政センター	地区スポーツ協会と協力し、障害のある方でも楽しめるモルックの普及に取り組む。	3月2日に第1回南高麗モルック大会を実施し、88人の参加があた。	B
		吾野地区行政センター	公民館事業（講座等）において、バリアフリーである会場を開催場所とするように努める。	一部の主催事業において、バリアフリー設計となっている吾野地区行政センターを会場として実施した。	B
		原市場地区行政センター	地区のスポーツ協会と連携し、スポーツ活動を通して地域住民と交流を図る。	四季を問わずコンスタントに大会を開催した。	B
		障害福祉課	障害福祉サービス提供事業所が余暇・レクリエーション活動を実施できるよう適宜情報交換などを行う。	障害福祉サービス提供事業所が余暇・レクリエーション活動できるよう情報提供を行った。	B
2 地域活動支援センターの充実					
	74	地域活動支援センターによる余暇・レクリエーション活動に関する支援の充実			
		障害福祉課	地域活動支援センターが充実した支援を実施できるように、毎月の実施報告を参考にして情報共有を行う。また必要時は適宜検討する場を設ける。	毎月地域活動支援センターにてグループ活動に関するミーティングを開催し、障害福祉課職員が同席する等、情報共有を図った。	B

基本目標・施策・取組		担当課	令和6年度取組		令和6年度実績	自己評価
8	安心・安全で住みよいまちづくりの推進					
	1	防災対策・災害時支援体制の充実				
	75（重点）	障害特性に配慮した防災対策の推進				
		防災危機管理室	災害発生時に、避難等の支援が適切にできるよう、災害時要援護者登録の更新、関係者との情報共有を促進する。	自主防災組織会長への通知等で災害時要援護者の更新について周知を行った。自主防災組織等から提出のあった災害時要援護者の新規登録等に基づき処理を行い、作成した災害時要援護者リストを自主防災組織、民生委員・児童委員等の関係者と情報共有を行った。	B	
		自治振興課	自治会連合会の会議等の機会において障害のある人が地域防災訓練に参加しやすい環境づくりや障害のある人に配慮した防災対策について呼びかけを行う。	自治会連合会の研修会や自治会ハンドブックを通して、防災訓練や誰もが安心して暮らせる地域づくりについて情報提供した。	B	
		地域福祉課	民生委員・児童委員との連携により、災害時要援護者プランの普及・啓発を行う。	防災危機管理室より災害時要援護者リストの提供をいただき、援護が必要な世帯の把握を行った。	B	
		介護福祉課	・福祉避難所に指定されている施設の現状を把握し、関係機関と連携しながら、福祉避難所開設に伴う模擬訓練を実施する。 ・福祉避難所における、感染症の感染防止等の対応も含めた検討を行う。	福祉避難所に指定されている施設に対して、市と合同で避難所開設訓練を実施した。	B	
		保健センター	関係機関と連携を取りながら、日頃から個別支援を行う。	地区担当保健師が、配慮が必要な方を把握し、各関係機関と連携して個別に支援した。	B	
		精明地区行政センター	自主防災会における訓練時等において対策の検討を行う。	自主防災会における訓練時等において対策の検討を行った。	C	
		双柳地区行政センター	障害者に配慮した避難訓練を実施する。	障害者に配慮した具体的な訓練内容は実施できなかった。	D	
		加治地区行政センター	地域が行う防災訓練に関する情報を提供し、参加を促進する。 障害のある人等の利用を想定した避難訓練を実施する。	障害のある人等の利用を想定しての避難訓練を実施した。 地域が行う防災訓練に関する情報提供はできなかった。	C	
		美杉台地区行政センター	障害者に配慮した避難訓練を実施する。	保育所、児童館、地区行政センター3館で訓練内容を検討した。訓練は実施したが、具体的に障害のある方に配慮した内容は盛り込めなかった。	D	
		名栗地区行政センター	安全に避難行動がとれるよう、自治会（自主防災）の防災訓練を行う。	安全に避難行動がとれるよう自治会（自主防災）と協力しながら防災訓練を実施した。	B	
		障害福祉課	医療的ケア児の個別避難計画を策定する。 災害発生時に、避難等の支援が適切にできるよう、災害時要援護者登録の更新、関係者との情報共有を促進する。	医療的ケア児の個別防災避難計画策定の支援を狭山保健所や計画相談員等と連携して新規を1件行った。また、2件作成途中である。	B	
	76	避難所機能の充実及び避難生活への支援				

基本目標・施策・取組			担当課	令和6年度取組	令和6年度実績	自己評価
			防災危機管理室	障害者を含めた多様な方へ配慮できるよう避難所開設、運営訓練の実施を働きかける。	現地対策班の職員等を対象に、障害のある方を含めた多様な方へ配慮できるよう避難所開設・運営訓練を実施した。また、介護老人福祉施設、介護福祉課と合同で福祉避難所開設訓練を実施した。	A
			自治振興課	地域の自主防災組織、危機管理室と連携した研修会に引き続き参加し、障害のある人の特性に配慮した避難所運営の方法を習得する。	避難所開設訓練に参加し、多様な避難者への配慮を含めた避難所開設・運営方法を習得した。	B
			保健センター	飯能市地域防災計画及び飯能市災害時医療マニュアル等の見直しを行う。災害発生時等に関係機関と速やかな連絡及び情報共有をするための連絡体制を確認する。	飯能地区医師会、飯能地区歯科医師会、飯能地区薬剤師会、飯能市柔道整復師会と災害発生時等の連絡体制を確認した。	B
			飯能中央地区行政センター	障害特性に応じた避難所運営の方法を確立する。	地域の団体と共催し、防災講座や炊き出し訓練等を実施したが、障害特性に配慮した避難所運営を確立するまでには至らなかった。	C
			第二区地区行政センター	障害のある方に配慮して優先的にスペースを確保する。	耐震工事のため、避難所を開設することはなかった。	D
			精明地区行政センター	自主防災会における会議等において支援の検討を行う。	・自主防災会における会議等において支援の検討を行った。 ・障害のある方でも安心して休めるようエアーマットを配備した。	C
			加治地区行政センター	自治会と連携して避難所運営に関する勉強会を実施し、意識の啓発を図る。 医療機器等の電源確保のための発電機の定期的点検を行う。	自治会等との連携により避難所運営に関する講座を実施した。 発電機の定期点検を行った。	B
			美杉台地区行政センター	災害時の緊急避難所となる地区行政センターにおいて、障害のある方も安心して避難していただけるよう配慮する。	障害のある方でも安心して休めるようエアーマットを配備した。	C
			南高麗地区行政センター	障害のある方でも戸惑うことなく利用できるように、避難所運営の体制を整える。	大型台風の接近に備えて自主避難所を開設した。実際に避難者はいなかったが、エアーマットなどの備品を点検した。	B
			吾野地区行政センター	吾野地区の避難所である地区行政センター、旧吾野小学校、奥武蔵小学校における支援物資等の確認を行う。	自主防災組織の防災訓練等に対し、関係機関との連絡や会場の提供を行った。 また、吾野地区行政センターや旧吾野小学校の防災備蓄品の確認を行った。	B
			名栗地区行政センター	避難所となる地区行政センターにおいて、安心して避難してもらえるよう体制を整える。	備蓄品などを日々確認し、有事の際にも、すぐに対応できる準備をした。	B

基本目標・施策・取組			担当課	令和6年度取組	令和6年度実績	自己評価
			障害福祉課	- 地域の自主防災組織、危機管理室と連携した研修会に引き続き参加し、障害のある人の特性に配慮した避難所運営の方法を習得する。 - 飯能市地域防災計画及び飯能市災害時医療マニュアル等の見直しを行う。災害発生時等に関係機関と速やかな連絡及び情報共有をするための連絡体制を維持・確認する。 - 避難所における合理的配慮の取組、避難先への障害福祉サービス提供に向けた調整を実施する。 障害者を含めた多様な方へ配慮できるよう避難所開設、運営訓練の実施を働きかける。	- 障害者管理台帳から、GIS（地図情報）にデータを抽出できるよう準備をした。 - 市の土砂災害避難訓練、福祉避難所開設訓練に参加した。 - 避難所用のコミュニケーション支援ボードや遠隔手話サービスが利用できるようQRコードを作成し、配付した。	B
2 防犯体制の強化						
	77	犯罪や消費生活トラブルの未然防止				
		自治振興課	犯罪に関しては女性相談や配偶者暴力相談支援センターでの相談の中で必要に応じて警察と連携をする。また、必要に応じて消費生活相談につなげる。	女性相談や配偶者暴力相談支援センターで受けた相談の中で、必要に応じて関係機関への情報提供を行った。	B	
		生活安全課	- 特殊詐欺の被害を未然に防ぐために、警察と連携して高齢者を中心とした「防犯講座」を開催する。 - 年金の支給日に啓発のキャンペーンを実施する。 - 消費者被害を未然に防ぐため、消費生活教室を実施する。また、広報、HP等で具体的な事例を用いて注意喚起する。	- 埼玉県警察、飯能警察署と連携し、防犯講座を26回（高齢者対象17回、保育所対象9回）開催した。 - 年金支給日に合わせた街頭キャンペーンなどを6回実施し、防犯意識の向上を図った。 - 消費生活相談員による出前講座を2回実施したほか、広報やHPに問題のある事例を紹介し、注意喚起を行った。	B	
		保健センター	必要に応じて各関係機関と連携・情報共有を行いながら支援・見守りを行う。	地区担当保健師が各関係機関と連携をとり、支援・見守りを実施した。	B	
		精明地区行政センター	地区住民等から相談等を受けたい際には、速やかに担当課等に連絡・調整を行う。	地区住民等から相談等を受けたい際には、速やかに担当課等に連絡・調整を行った。	C	
	78	障害のある女性等の犯罪被害の未然防止				
		自治振興課	女性相談や配偶者暴力相談支援センターでの相談の中で必要に応じて警察と連携をする。	女性相談や配偶者暴力相談支援センターで受けた相談の中で、必要に応じて関係機関への情報提供を行った。	B	
		生活安全課	- 特殊詐欺の被害を未然に防ぐために、警察と連携して高齢者を中心とした「防犯講座」を開催する。 - 年金の支給日に啓発のキャンペーンを実施する。 - 消費者被害を未然に防ぐため、消費生活教室を実施する。また、広報、HP等で具体的な事例を用いて注意喚起する。	- 埼玉県警察、飯能警察署と連携し、防犯講座を26回（高齢者対象17回、保育所対象9回）開催した。 - 年金支給日に合わせた街頭キャンペーンなどを6回実施し、防犯意識の向上を図った。 - 消費生活相談員による出前講座を2回実施したほか、広報やHPに問題のある事例を紹介し、注意喚起を行った。	B	
		保健センター	必要に応じて各関係機関と連携・情報共有を行いながら支援・見守りを行う。	地区担当保健師が各関係機関と連携をとり、支援・見守りを実施した。	B	
		富士見地区行政センター	施設の多目的トイレ等を定期的に見まわる。	施設の多目的トイレ等を含め、定期的に施設内の見まわりを行った。	A	

基本目標・施策・取組			担当課	令和6年度取組	令和6年度実績	自己評価
			精明地区行政センター	地区住民等から相談等を受けたい際には、速やかに担当課等に連絡・調整を行う。	・地区住民等から相談等を受けたい際には、速やかに担当課等に連絡・調整を行った。 ・施設の多目的トイレ等を含め、定期的に施設内の見まわりを行った。	B
			障害福祉課	相談支援連絡会において「障害のある女性」への犯罪被害未然防止に関する啓発のため研修を実施する。	次年度以降実施に向けて事業実施する担当課について検討を行った。	B
	3	住みよいまちづくりの推進				
		79(新規)	バリアフリー化の推進			
			資産経営課	障害のある方が庁舎を安全に利用できるよう庁舎西側の段差解消に向け工事のための準備を行う。	庁舎西側の段差解消のための外構工事を行い、障害のある方が庁舎を安全に利用できるよう整備した。	B
			交通政策課	飯能市公共交通マップの配布、ホームページ公開により公共交通の乗車案内の情報提供を行う。 飯能市乗合ワゴン利用における車いす対応を継続して行う。	令和6年度版飯能市公共交通マップの作成・配布及びホームページの更新を行い、誰でも使いやすい公共交通の情報提供を行った。 飯能市乗合ワゴン利用における車いす対応を継続して実施しているが、令和6年度の利用実績はなかった。	B
			観光・エコツーリズム課	維持管理している観光公衆トイレ等の公共施設に設置する案内やマナー啓発等の掲示物について、ピクトグラムやイラスト等のユニバーサルデザインに考慮し、多くの人が利用しやすい施設にする。	観光公衆トイレに男女表記のピクトグラム等を設置した。	B
			介護福祉課	住み慣れた家を暮らしやすい環境にするため、住宅改修費支給や介護予防住宅改修費支給などにより段差の解消など改修によるバリアフリーを推進する。	住宅改修において、手すりの取り付けや段差の解消などについて暮らしやすい環境を整備するための改修を行い、バリアフリーを推進した。	B
			都市計画課	「都市計画マスタープラン」や「飯能まちなか未来ビジョン」に位置付けた安全・安心のまちづくりのため生活道路等のバリアフリー化の計画・整備を進める。	埼玉県（飯能県土整備事務所）が計画予定している主要地方道青梅飯能線の歩道バリアフリー化に向けて、県担当者と協議を重ねたほか、「飯能市都市計画マスタープラン」におけるバリアフリー化の推進に基づき、関連する計画や相談があった場合には担当課と調整した。	B
			道路建設課	市道1-5号線（下加治・平松） 歩道のバリアフリー化。	市道1-5号線（下加治・平松）では、工事实施へ向けた用地買収や支障物の移転を進め、令和7年度以降の工事を計画どおり取り掛かるための準備を進めることができた。	B
			街路整備課	・久下六道線整備においてバリアフリー化を推進する。 ・道路整備に向けた詳細設計、用地測量を実施する。	道路整備に向けた詳細設計、用地測量の業務委託を実施した。	B
			区画整理課	バリアフリーに対応した構造にて歩道を整備する。	4路線の歩道整備工事において、バリアフリー対応の構造を採用した。	A
			加治地区行政センター	車いす利用者等が安全に館内を移動できるよう、館内の段差解消に努める。	車椅子での館内移動が安全にできるよう努めた。	C
			吾野地区行政センター	館の優先駐車スペースの管理や館内の机やイス等の配置に気を配り車椅子等の方が利用しやすいように努める。	優先駐車スペースを常に管理、確保した。また、机や椅子の配置に気を配り、ロビーの通路を広く確保するよう努めた。	B

基本目標・施策・取組		担当課	令和6年度取組	令和6年度実績	自己評価
		名栗地区行政センター	駐車スペースやスロープ、トイレ等を使用に支障をきたさぬよう、日常的に確認を行う。	駐車スペースのラインの消えている所など引き直した。	B
		障害福祉課	飯能市マスタープランワークショップに参画し、障害のある人のニーズをマスタープランに反映する。	飯能市マスタープランワークショップに参画し、意見交換を行った。	B
	80	交通環境の向上			
		交通政策課	バス停へのベンチ設置等により、待合環境の整備を行う。	飯能駅南口の西武バスの停留所付近にベンチを設置し、待合環境の整備を行った。	B
		都市計画課	立地適正化計画の策定及び都市計画マスタープランの改訂により地域公共交通計画と連携したコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを進める。	令和7年度末の策定・公表に向けて、コンパクト・プラス・ネットワークの考えに基づく立地適正化計画の策定と都市計画マスタープランの改訂作業を進めた。	B
		建設管理課	道路環境を良好な状態に保ち、一般の交通に支障を及ぼさないよう、道路パトロール（月2回・2班体制）を実施し、また、必要な箇所の維持・修繕等を行い交通環境の向上に努める。	・道路環境を良好な状態に保ち、一般の交通に支障を及ぼさないよう、道路パトロール（月2回・2班体制）を実施した。 ・必要な箇所の維持・修繕等を行った。	B
		道路建設課	・市道1-5号線（下加治・平松） 危険箇所・渋滞箇所の改良。 ・市道5-6号線 狭あいな道路拡幅。	・市道1-5号線（下加治・平松）では、工事实施へ向けた用地買収や支障物の移転を進め、令和7年度以降の工事を計画どおり取り掛かるための準備を進めることができた。 ・市道5-6号線では、道路形態の築造が完成し、令和7年度の完成へ向け計画どおり進めることができた。	B
		区画整理課	計画道路の整備を推進する。	3路線の道路築造に加え、狭あいな一方通行の1路線を拡幅して交互通行可能とし、道路網の充実を図った。	A
		障害福祉課	福祉有償運送への新規参入にむけた事業所支援を実施する。	入間西地区福祉有償運送市町共同運営協議会における実施事業所の新規、更新申請等の手続き支援を行った。	B
	81(新規)	安心して暮らせる居住の支援			
		都市計画課	飯能市開発行為に関する指導要綱及び開発許可等に基づき良好な宅地開発の指導を実施する。また、地区計画制度により良好な住環境の整備を推進する。	飯能市開発行為に関する指導要綱及び開発許可等に基づき良好な宅地開発の指導を実施した。また、地区計画制度により良好な住環境整備を推進した。	B
		障害福祉課	居住支援法人と相談支援事業所の連携による入居に向けた支援を実施する。	庁内関係各課にて今後の事業展開について協議を行った。	B